石狩市
都市整備
骨格方針

令和２年３月

石狩市

【原案】

石狩市都市整備骨格方針について

「都市マスタープラン」をはじめとした、都市・緑・住宅整備に関する長期３計画の全面改定の機会を捉え、新たに、従来の土地利用に係る計画とは異なり、コンパクトな都市構造への転換を視野とした「立地適正化計画」を加えた４計画を同時策定することにより、統一性・整合性の図られた１本の計画と見立て、都市整備の方針となるシンプルで分かりやすい計画を目指します。

本市では、本計画を「石狩市都市整備骨格方針」と称します。

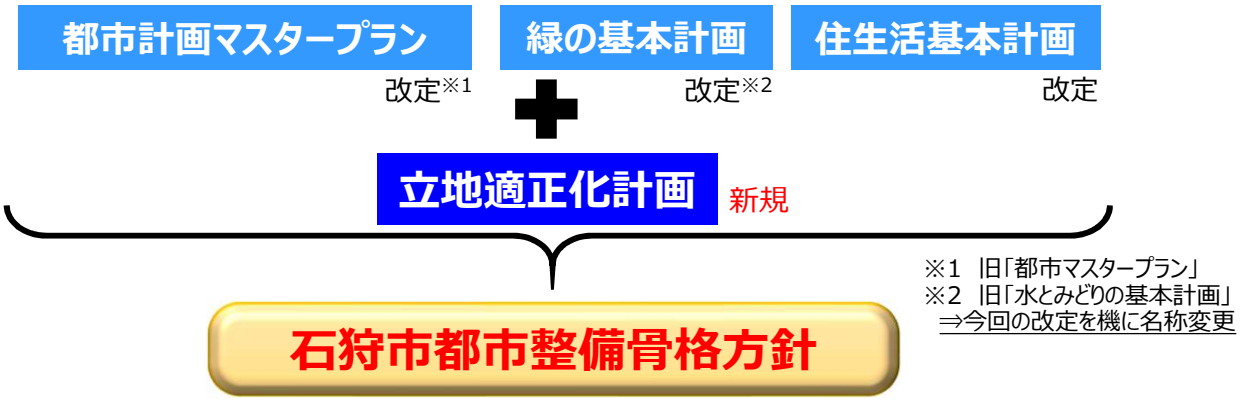

※1　旧「都市マスタープラン」
※2　旧「水とみどりの基本計画」
⇒今回の改定を機に名称変更

＜ 策定の背景・目的 ＞

本市は、昭和４０年代の宅地分譲開始以降、人口が右肩上がりに増加するとともに、平成１７年には厚田村・浜益村との合併により、行政区域が旧市域の約６倍になるなど、これまでにも増して豊富な地域資源と可能性を有する都市へと発展していきました。

しかしながら、合併時をピークに人口が減少に転じ、今後もその傾向が進むものと予測されておりますが、このような社会情勢の中にあっても、本市の歴史・文化や自然環境をはじめとした様々な魅力を活力に持続可能なまちづくりを推進していくため、今後の都市整備の指針となる本方針を策定することといたしました。

なお、本方針の計画期間は、令和２年から令和２２年までの概ね２０年間としますが、社会情勢の変化等にも適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

石狩市都市整備骨格方針の位置付け

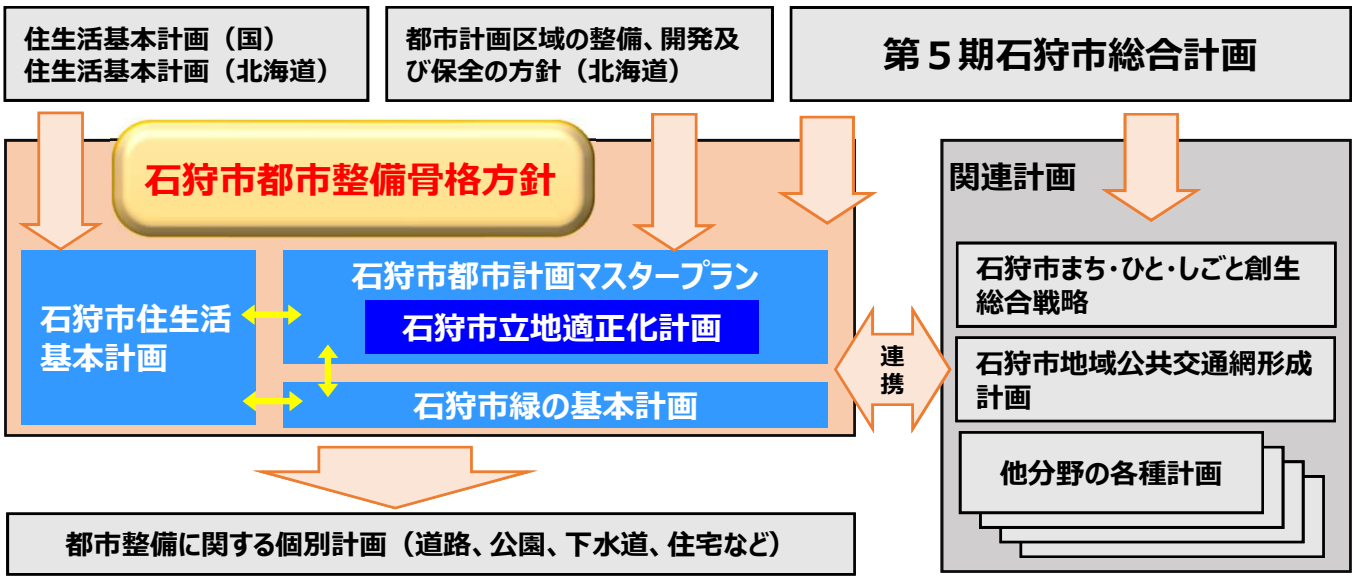

取組方針

石狩市都市整備骨格方針の構成

第１章 共通編 4
- 第１節 全体構想
- 第２節 地域別構想

第２章 都市計画マスタープラン 8
- 第１節 土地利用の方針【全体図】
  - 農業生産ゾーンの方針
  - 海浜植物ゾーンの方針
  - 森林環境ゾーンの方針
  - 都市機能ゾーンの方針
    - 情報推進・生産物流検討地区
    - 都市居住検討地区
- 第２節 総合交通体系の方針
- 第３節 都市防災の方針
- 第４節 景観形成の方針
- 第５節 その他の都市施設の方針

第３章 立地適正化計画 18
- 立地適正化計画とは
- まちづくりの方針について　ほか
- 立地適正化計画の区域の設定　ほか

第４章 緑の基本計画 28
- 水と緑の現状と今後の目標
- 緑の方針

第５章 住生活基本計画 32
- 住宅施策の方針

●資料 40
- 解説編
- 分析データ編

第１章

共通編

第１章 共通編
- 第１節 全体構想
- 第２節 地域別構想

第２章 都市計画マスタープラン

第３章 立地適正化計画

第４章 緑の基本計画

第５章 住生活基本計画

資料

第１章「共通編」

■第1節 全体構想

本市は、日本海に面する国立・国定公園を結ぶ日本海オロロンラインと、新千歳空港へとつながる道央圏連絡道路の結節点に位置するとともに、日本海側の国際物流拠点である石狩湾新港及びその背後地（以下、「石狩湾新港地域」という。）の工業団地を擁するなど、自然や観光、産業など多方面で優れた立地条件を有しています。

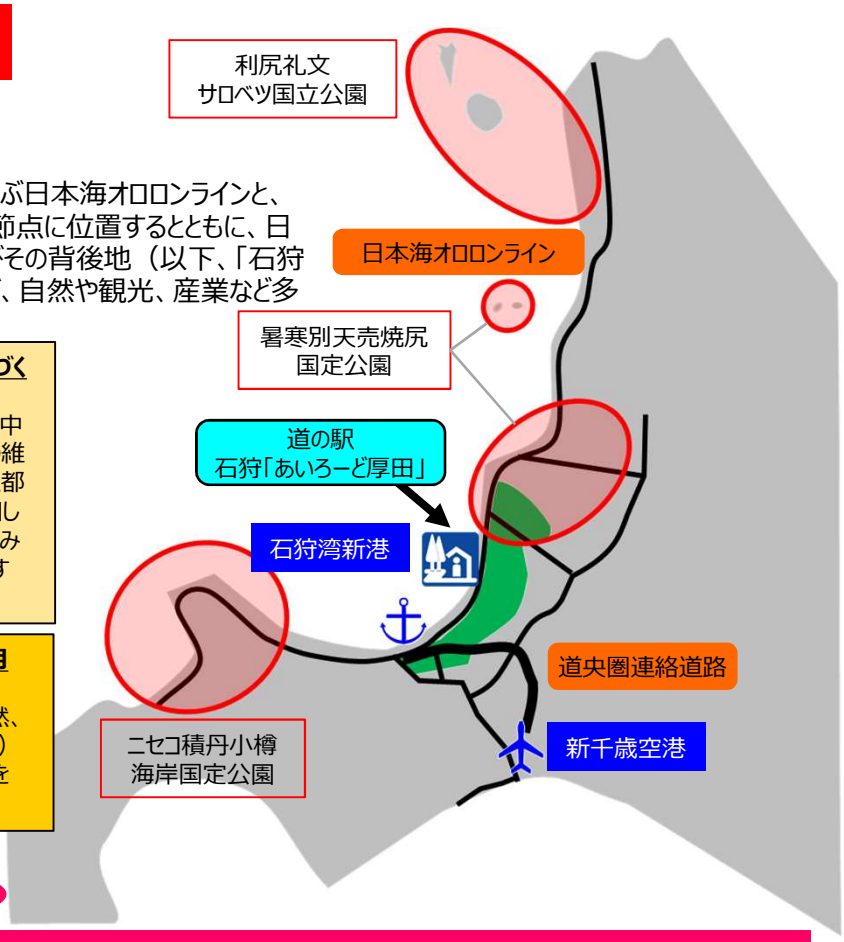

石狩湾新港地域の更なる発展
石狩湾新港地域の地理的条件や、進出企業が多種多様な分野であるという強みを活かし、生産物流のみならず、情報技術やエネルギーの拠点としての更なる発展を目指す

住みよい魅力あるまちづくりの推進
人口減少が予測される中にあっても、人口密度の維持に努めながら、自然と都市の優れた環境が調和した、より安心・安全で住みやすいまちづくりを目指す

１次産業の供給力の確保・向上
豊かな自然とともに発展してきた１次産業の供給力の確保・向上に向けた施策を展開

優れた観光資源の活用
優れた観光資源（自然、景観、歴史的遺産など）を活かした様々な施策を展開

目指す都市像

《 北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市　いしかり 》

■第2節 地域別構想

本市は、南北に約67km縦長に伸びた形状で、面積が約720km²と広大で多様な地域特性を有しています。その特性を活かし、次のとおり地域別の構想を定めます。

- 市域をそれぞれの特性に合わせ４つのゾーンに分け、各ゾーンの地域づくりの方針を設定します。
- 方針を設定するにあたっては、各ゾーンの将来人口推計を踏まえ、『コンパクト＋ネットワーク化された持続可能な都市』の形成を意識しながら、想定される問題から課題や対策を検討します。

都市機能ゾーン
エネルギー関連施設の誘致など、将来を担う発展軸となる施策の推進と、市外に住む市内就業者も住みたくなる魅力あるまちづくりのためのさまざまな取り組みを進めます。

農業生産ゾーン
農地の保全のほか、市の各種農業政策を支援し、大消費地である札幌市と近接している優位性を活かした取り組みを進めます。

海浜植物ゾーン
住環境との調和を図りながら、大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物の自然環境を守るための取り組みを進めます。

森林環境ゾーン
豊かな自然とともに発展してきた１次産業に関する各種施策や、観光拠点を中心とした観光施策を支援するための取り組みを進めます。

■石狩市都市整備骨格方針を構成する各計画の体系図

目指す都市像

北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市　いしかり

4つの大方針

石狩湾新港地域の更なる発展	住みよい魅力あるまちづくりの推進						１次産業の供給力の確保・向上		優れた観光資源の活用
課題①　幅広いニーズへの対応による企業立地の促進	課題②　道路網・公共交通の充実	課題③　市民がもっと親しめる地域づくり	課題④　石狩湾新港地域の就業者の居住推進 ／ 人口密度の維持と土地 ・ 既存施設の有効活用／空家の対応	課題⑤　都市基盤や公共交通の維持、有効活用	課題⑥　市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全	課題⑦　安全・安心なまちづくりの形成	課題⑧　消費地への効率的な輸送	課題⑨　第１次産業の原動力である農地、森林をはじめとした自然の保全	課題⑩　観光客に対応した拠点づくり、ネットワーク検討の支援
都市計画マスタープラン									
関連計画などを踏まえた特別用途地区の見直しの検討 →P11　土地利用の方針 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区	**石狩湾新港地域と住宅市街地とのネットワーク強化** →P11　土地利用の方針 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区 →P14　総合交通体系の方針（2）	**市民が親しめる空間の確保、形成** →P11　土地利用の方針 都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区	**空家対策や子育て支援などを通じ、市街地の人口流入策を講じることにより、市街地の人口密度を維持** →P12　土地利用の方針 都市機能ゾーン「都市居住」検討地区	**都市基盤の長寿命化や石狩市地域公共交通網形成計画と連携した施策の展開** →P13・14　総合交通体系の方針（1）（2）	**豊かな自然、農業環境の維持・保全** →P16　景観形成の方針	**災害に強い都市構造の形成と地域防災力の向上を目指したまちづくり** →P15　都市防災の方針	**生産地と消費地を結ぶ道路網の強化** →P10　土地利用の方針【全体図】	**自然（山林・河川など）、農地の保全** →P16　景観形成の方針	**道の駅を拠点とした、観光施設の充実化** **海浜植物ゾーンや日本海に面する観光資源の活用** →P10　土地利用の方針【全体図】
立地適正化計画									
主に石狩湾新港地域内就業者の利便性向上を図るための施策を推進 →P24　立地適正化計画の誘導区域以外の区域の設定	**石狩湾新港地域と市街地の連携強化** →P20　目指すべき都市像、必要な施策・誘導方針ついて		**魅力ある街並み形成による、石狩湾新港地域の就業者等の流入促進** →P20　まちづくりの方針 →P22　立地適正化計画の区域の設定	**人口密度の維持による、生活環境の保持とインフラの整備・維持管理の非効率化の抑制** →P20　まちづくりの方針 →P22　立地適正化計画の区域の設定					
緑の基本計画									
恵まれた緑地や親水空間の活用 →P30　緑の方針			**水と緑の保全の取り組みと公園の有効活用の検討などによる魅力ある街並みの形成** →P30　緑の方針		**既存の恵まれた緑地と親水空間の活用** →P30　緑の方針			**水とみどりのネットワークの保全・強化** →P30　緑の方針（水とみどりの共通事項）	**観光資源の活用** →P30　緑の方針
住生活基本計画									
			空家の対応と、安全で快適に暮らせる住まいづくり →P37　基本方針の詳細説明		**誰もが安心して暮らすことができ、魅力ある持続可能な住生活と、住生活関連産業の活性化** →P37・38　基本方針の詳細説明				

第２章

都市計画マスタープラン

この章は、都市計画法第18条の２に規定する、本市の都市計画に関する基本的な方針です。《第二次計画》

第１章 共通編

第２章 都市計画マスタープラン

- 第１節 土地利用の方針【全体図】
- 第２節 総合交通体系の方針
- 第３節 都市防災の方針
- 第４節 景観形成の方針
- 第５節 その他の都市施設の方針

第３章 立地適正化計画

第４章 緑の基本計画

第５章 住生活基本計画

資料

第２章「都市計画マスタープラン」

■第1節 土地利用の方針【全体図】

～　各ゾーンの方針に沿った施策を推進し、自然、観光、産業と居住環境がよりよくなるまちへ　～

□森林環境ゾーン

『日本海に面する観光と一次産業が地域個性を活かして魅力向上をし続けるゾーン』

- ●道の駅石狩「あいろーど厚田」を拠点とした、観光施策の充実化　[新規]
- ●留萌市、増毛町、北竜町との連携のもと、オロロンラインを活用し、本市を含めた４市町への外国人観光客の周遊を促すインバウンドにも対応した観光ルートの創出　[新規]
- ○漁業を活かした観光への取り組み支援
- ○地域コミュニティの創出の取り組み
- ○若年層の定住の取り組み
- ○合併処理浄化槽の整備の継続
- ●都市間の骨格をなす道路網の強化　[新規]

〈個別対策〉
- ・日本海オロロンライン（国道231号）の安全性の向上（車＋自転車）
- ・道央圏連絡道路の早期完成による観光客の誘導
- ・主要道道の安全性の向上

- ●交通ネットワークの確保　[新規]

〈個別対策〉
- ・石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通の利用促進策（利用者確保）の推進による現在のバス路線、デマンドバスの維持・確保

- ●防災対策の強化　[新規]

〈個別対策〉
- ・住民の安全性の向上

□海浜植物ゾーン

『大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物ゾーン』

- ○地域コミュニティの創出の取り組み
- ○土地利用のあり方の検討
- ○漁業を活かした観光への取り組み支援
- ○地域の魅力向上の取り組み
- ●都市的開発の抑制　[新規]

〈個別対策〉
- ・海浜植物の保全のための啓蒙活動

□農業生産ゾーン

『道内最大の消費地札幌に隣接する一大農業生産ゾーン』

- ●生産者の経営安定化や６次産業化及び札幌圏の食糧供給基地の機能を維持する取り組みへの支援　[新規]
- ○グリーンツーリズム促進
- ○地産地消の促進や都市と農村との交流の取り組み
- ○新規就業者の育成・確保と情報提供
- ○合併処理浄化槽の整備の継続
- ●生産地と消費地を結ぶ道路網の強化　[新規]

〈個別対策〉
- ・主要な幹線道路の安全性の向上
- ・石狩市地域公共交通網形成計画に基づく、公共交通空白地の移動環境の向上

□都市機能ゾーン

『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流・都市居住の機能の一翼を担うゾーン』

都市機能ゾーンの
個別施策は次のページへ

※　●新規項目　○現在の計画からの継続項目

土地利用の方針 【都市機能ゾーン拡大図】

□都市機能ゾーン（「情報推進・生産物流」検討地区）

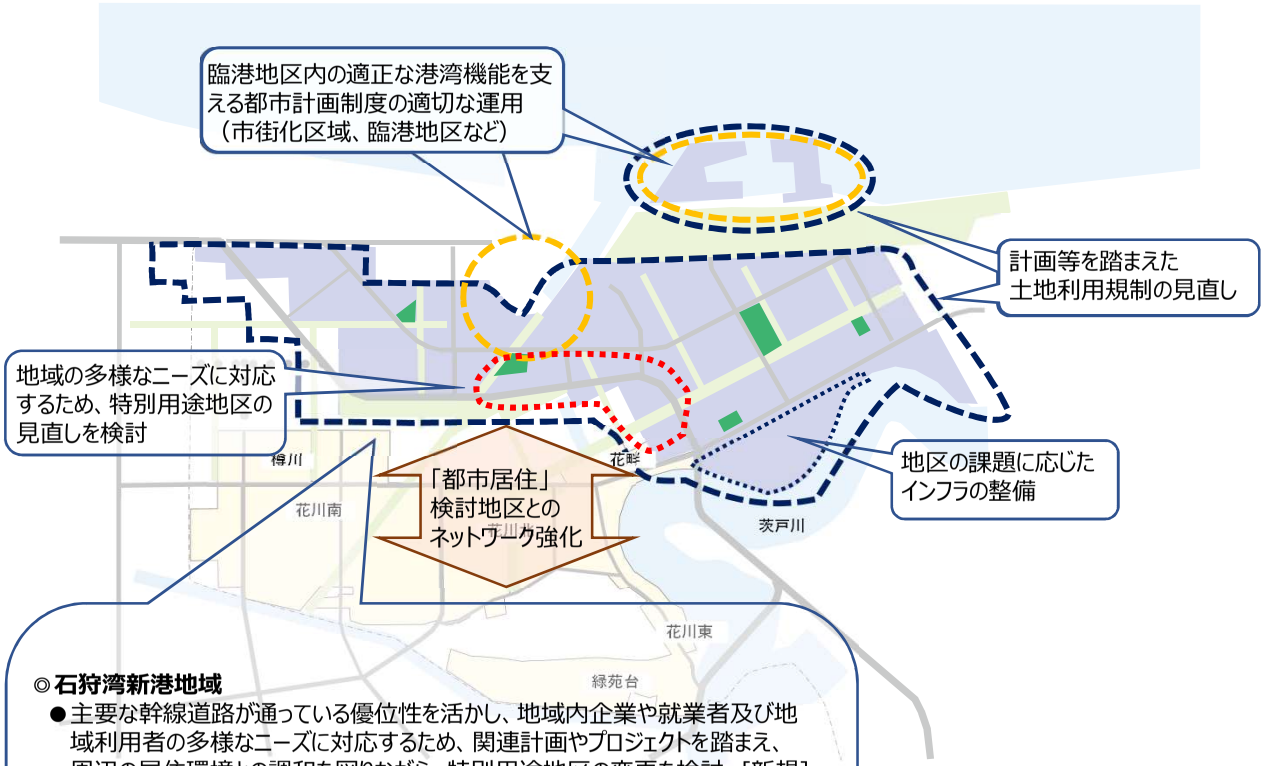

◎石狩湾新港地域

●主要な幹線道路が通っている優位性を活かし、地域内企業や就業者及び地域利用者の多様なニーズに対応するため、関連計画やプロジェクトを踏まえ、周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区の変更を検討 ［新規］

○「都市居住」検討地区とのネットワーク強化を図るため、地区間道路網の強化・交通ネットワークの再構築の検討（利便性の向上の取り組み）

●国道２３１号東側の地区（一期用地）については、地区の課題に応じたインフラの整備 ［新規］

○にぎわい拠点や市民・都市住民の憩いの空間の創出

○港湾の振興の取り組み

●都市基盤施設の長寿命化 ［新規］

●臨港地区内の適正な港湾機能を支える都市計画制度の適切な運用（市街化区域、臨港地区など） ［新規］

凡 例

- 都市機能ゾーン（情報推進・生産物流）
- 運動・地区公園
- 保安林、緑地
- （通称）一期用地
- 都市計画道路
- 計画検討路線（土地利用、自然など総合的に検討）

※ ●新規項目 ○現在の計画からの継続項目

土地利用の方針 【都市機能ゾーン拡大図】

□都市機能ゾーン（「都市居住」検討地区）

【共通方針】

- ●居住及び都市機能の推進を図るための土地利用の増進、整序　[新規]
- ●地域間道路網の強化　[新規]
- ●都市基盤施設の長寿命化　[新規]
- ●交通ネットワークの再構築　[新規]
- ●地域のニーズに対応するため、必要に応じた土地利用計画制度の見直し［新規］
- ○人の出会いや交流が生まれる、歩いて暮らせるまちづくりの検討
- ○地域コミュニティ拠点の創出の取り組み
- ○住環境保全の取り組み
- ○ユニバーサルデザインを踏まえたインフラ更新
- ○都市施設の計画的整備・更新

◎樽川地区
- ●子育て世帯を支援するための土地利用や地区公園の多面的な利用の検討　[新規]
- ○市民サービス施設の機能維持への取り組み

◎花川北地区
- ○若年層の受入や高齢化への対応、地域交流促進を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しを検討
- ●子育て環境の充実や、地域コミュニティの場としての活用を図るため、地区内公園の有効活用や再整備[新規]
- ○市民サービス施設の機能維持と高齢者にやさしい施設環境の形成への取り組み
- ○町内会に加え、さまざまな主体による地域のまちづくりの推進
- ○増加する空家に対する取り組み

◎市街化調整区域
- ○合併処理浄化槽の整備の継続
- ○花畔地区で、旧住宅地造成事業に関する法律に基づき造成された地区について、住環境の保全、地域コミュニティの維持を図る手法のひとつとして、地区計画などの都市計画制度の適用を検討
- ○主要幹線道路である石狩・手稲通沿道のうち花川南地区及び花川通の石狩消防署周辺地区においては、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、市全体のまちづくりや土地利用上妥当であり、周辺の開発を促進しないもの、かつ、事業の確実性があるものについて、地区計画などの制度により沿道サービス系土地利用を検討

◎花畔地区
- ●居住誘導を図りながら、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域として、魅力ある市民サービスを提供できるよう、必要に応じて地区計画の見直しを検討　[新規]
- ●行政サービスの機能の維持、誘致など、公的施設の整備推進を図り、未利用地の活用を促進 [新規]

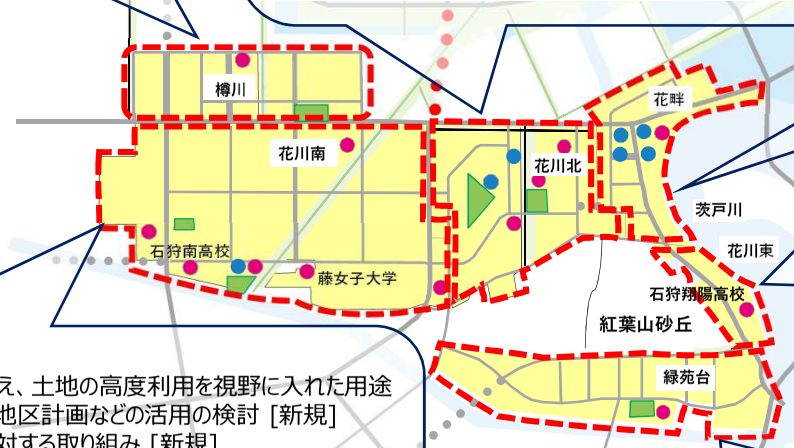

◎花川東地区
- ●市有地を含めた未利用地の有効活用を図るため、必要に応じて用途地域や地区計画の見直しの検討［新規］

◎花川南地区
- ●地区特性を踏まえ、土地の高度利用を視野に入れた用途地域の見直しや地区計画などの活用の検討 [新規]
- ●増加する空家に対する取り組み [新規]
- ○既存施設を活用した交流コミュニティ拠点の形成
- ○町内会に加え、さまざまな主体による地域のまちづくりの推進
- ○市民サービス施設の機能維持と高齢者にやさしい施設環境の形成への取り組み
- ○地区特性に配慮した街区公園のリニューアル

◎緑苑台地区
- ●未整備、未利用地の整備促進　［新規］
- ○市民サービス施設の機能維持

凡　例
- 都市機能ゾーン（都市居住）
- 地区・近隣公園
- 保安林、緑地
- コミュニティ施設
- 学校（小・中・高・大）
- 都市計画道路
- 計画整備路線
- 計画検討路線（土地利用、自然など総合的に検討）

※　●新規項目
　　○現在の計画からの継続項目

■第２節 総合交通体系の方針（１）

～　近隣都市や市内各ゾーンを結ぶ道路網、公共交通を強化し、「ひと・もの」が移動しやすいまちへ　～

（１）道路網・道路整備

□【道路網】の方針

○地域幹線道路網の整備の推進
・花川通延伸
○地域幹線道路網の整備の検討
・若葉通－札幌市手稲区
・石狩湾新港地域－札幌市手稲区
●石狩湾新港地域～札幌間の交通アクセスの改善　[新規]
○長期未着手道路のあり方の検討

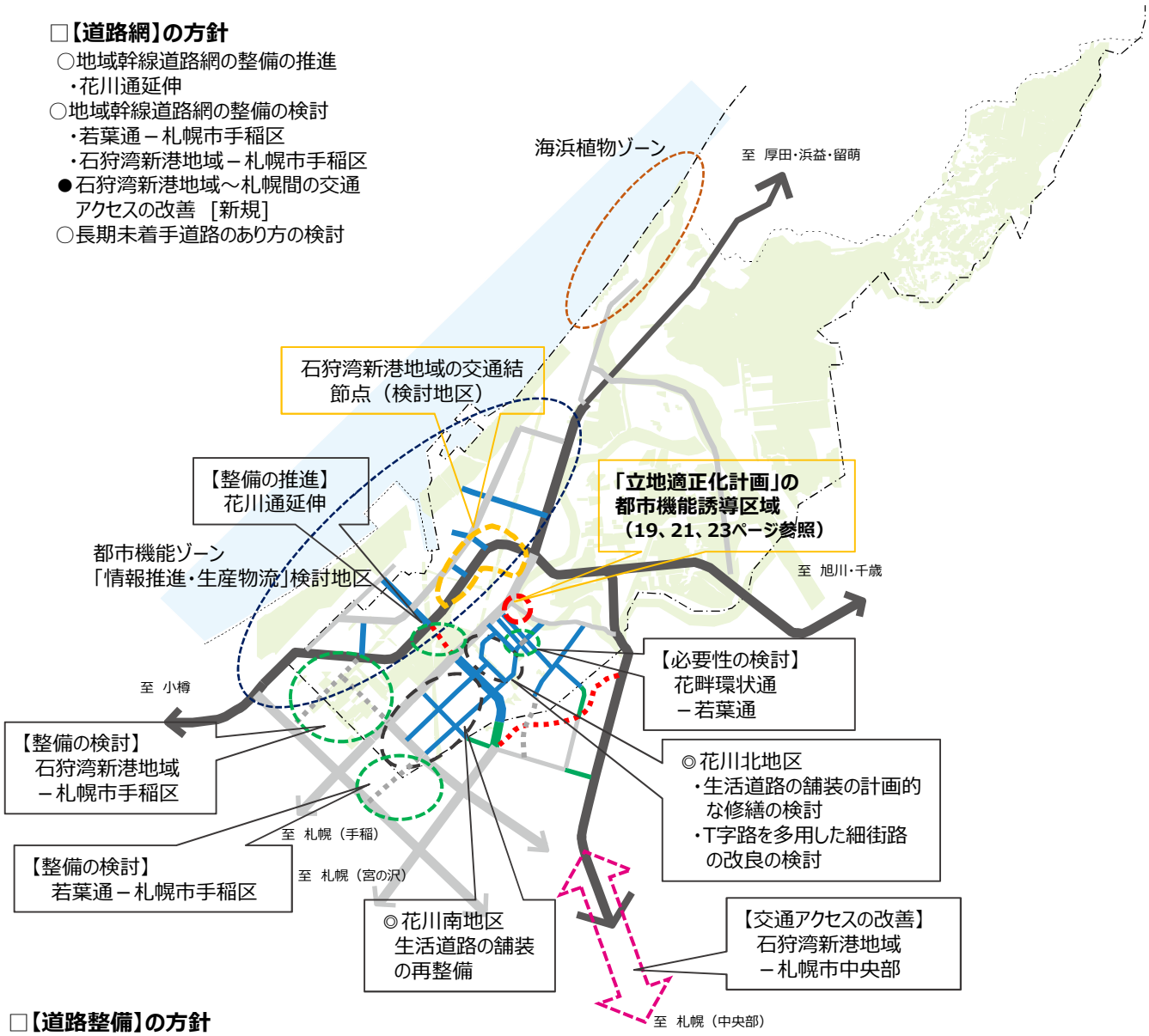

□【道路整備】の方針

○歩いて暮らせる地域間連携を意識したまちづくりの推進
○花川南地区の舗装の再整備
●石狩市自転車活用推進計画に基づき、自転車が安全快適に移動できる環境の整備　[新規]
○ユニバーサルデザインを踏まえた道路整備の推進
○安全な歩行者空間創出の取り組み
○花川北地区の舗装の計画的な修繕の検討
○花川北地区におけるＴ字路を多用した細街路の改良の検討（歩行者に配慮した改修の検討）
○交差点付近の安全性を高めるため、信号機の視認性を考慮した植栽やせん定方法の検討
○地区間連絡道路の必要性の検討
・花畔環状通－若葉通

凡　例

- 国　道
- 道　道
- 市　道
- 札幌市道
- 交通アクセスの改善
  ・石狩湾新港地域 ～ 札幌間
- 計画路線（整備中路線など）
- 計画検討路線（土地利用、自然など総合的に検討）

※　●新規項目　　○現在の計画からの継続項目

■第２節 総合交通体系の方針（２）

～　近隣都市や市内各ゾーンを結ぶ道路網、公共交通を強化し、「ひと・もの」が移動しやすいまちへ　～

（２）公共交通網

□**【公共交通機関】の方針**

●石狩市地域公共交通網形成計画と連携した施策の展開　[新規]

〈個別対策〉

・交通空白地の移動環境の向上
・石狩湾新港地域の交通結節点の検討
・石狩湾新港地域の交通結節点と都市機能誘導区域などの市街地を結ぶ交通形態の確保
・公共交通バリアフリー化の推進
・現在のバス路線・デマンドバス等の維持・確保・改善

○公共交通機関利用の推進による低炭素社会の実現

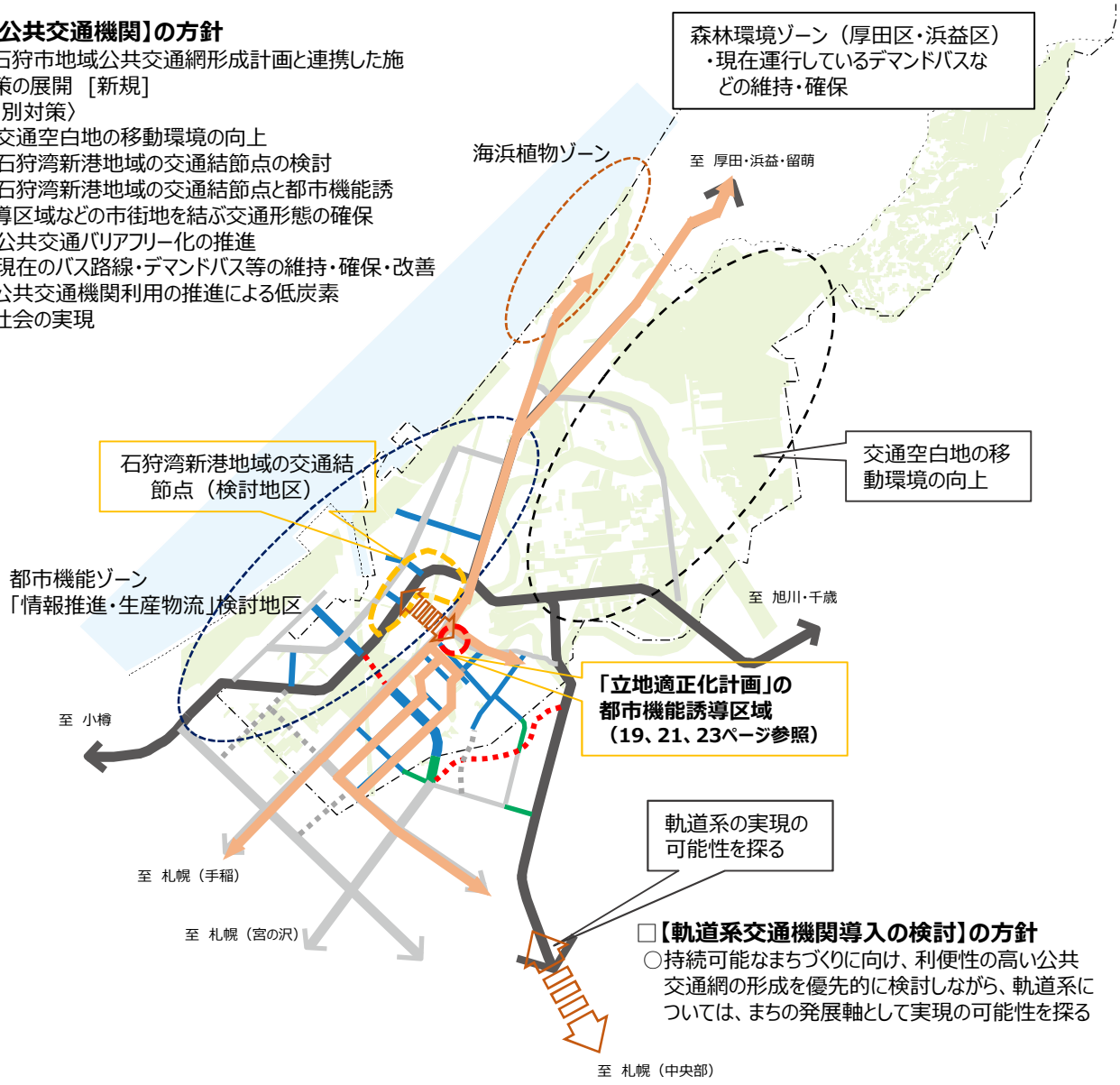

□**【軌道系交通機関導入の検討】の方針**

○持続可能なまちづくりに向け、利便性の高い公共交通網の形成を優先的に検討しながら、軌道系については、まちの発展軸として実現の可能性を探る

凡　例

- 国　道
- 道　道
- 市　道
- 札幌市道
- 主要公共交通網
- 公共交通形態の検討
  ・石狩湾新港地域 ～ 札幌間
  ・石狩湾新港地域 ～ 市役所周辺
- 計画路線（整備中路線など）
- 計画検討路線（土地利用、自然など総合的に検討）

※　●新規項目　　○現在の計画からの継続項目

■第３節 都市防災の方針

～　災害に強い都市構造の形成や防災意識の醸成により、安全安心でより住みよいまちへ　～

□防災拠点の強化と都市基盤の耐震化の取り組み
- ●防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の機能向上 [新規]
- ●自助・共助推進のための防災拠点創出の検討 [新規]
- ○建築物の耐震診断と耐震改修の推進
- ●空家の適正管理の周知 [新規]
- ○ライフラインの耐震化
- ○避難物資の備蓄強化と協定に基づく確保体制の強化
- ○情報伝達手段多重化の検討（テレビ放送・ラジオ放送・防災行政無線、メール配信サービス、SNSなど）

□厚田地区、浜益地区における取り組み
- ○津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の周知徹底

□市民の防災意識の向上と地域コミュニティづくりへの支援
- ○自主防災組織による防災力向上
- ○石狩市防災マスターや石狩市防災まちづくり協会と連携した自助・共助の取り組み推進
- ○防災教育・体験学習の取り組み
- ○コミュニティづくりへの支援
- ○防災マップ等の作成
- ○避難行動要支援者対策の検討
- ○避難訓練等による防災力の向上
- ○市民の防災意識の向上

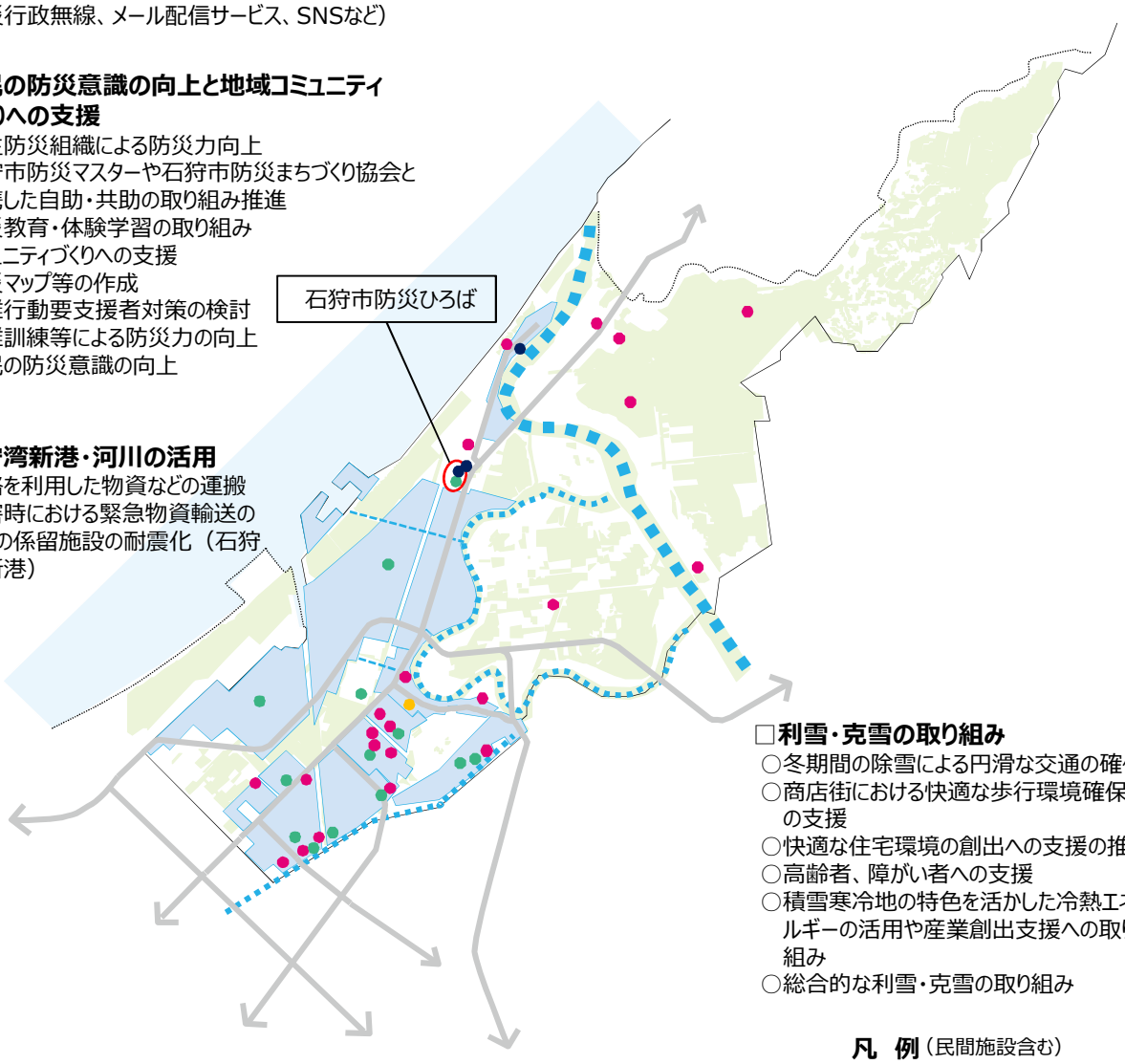

□石狩湾新港・河川の活用
- ○水路を利用した物資などの運搬
- ○災害時における緊急物資輸送のための係留施設の耐震化（石狩湾新港）

□利雪・克雪の取り組み
- ○冬期間の除雪による円滑な交通の確保
- ○商店街における快適な歩行環境確保への支援
- ○快適な住宅環境の創出への支援の推進
- ○高齢者、障がい者への支援
- ○積雪寒冷地の特色を活かした冷熱エネルギーの活用や産業創出支援への取り組み
- ○総合的な利雪・克雪の取り組み

凡　例（民間施設含む）
- ・指定避難所
- ・指定緊急避難場所
- 指定緊急避難場所
- 津波避難場所
- 福祉避難所

※　●新規項目　○現在の計画からの継続項目

■第４節 景観形成の方針

～　各ゾーンの地域特性を活かし、魅力ある景観を形成するまちへ　～

□共通方針
○景観形成に影響する看板、広告物、電柱、大規模な建築物などについては、規模、数量、影響の大きさなどを勘案し、対応を検討
○地域の実情に合わせた樹木（ポプラ並木等）適正管理
●再生エネルギー供給施設については、その必要性を認識しつつ、関係法令や「風力発電ゾーニング計画」などによる適正配置と景観への配慮を周知　[新規]

□森林環境ゾーンの景観形成方針
○自然・景観資源の保全、創出の取り組み（山森、河川など）
○河畔を利活用する取り組み

□海浜植物ゾーンの景観形成方針
○海岸の自然と歴史的空間とが融合する街並みの誘導の検討（地区計画、建築協定などの活用）
○海浜植物を保護・回復させる取り組み
○歴史的建造物の保存方法の検討
○砂丘の風資料館などによる歴史・文化の継承、環境教育

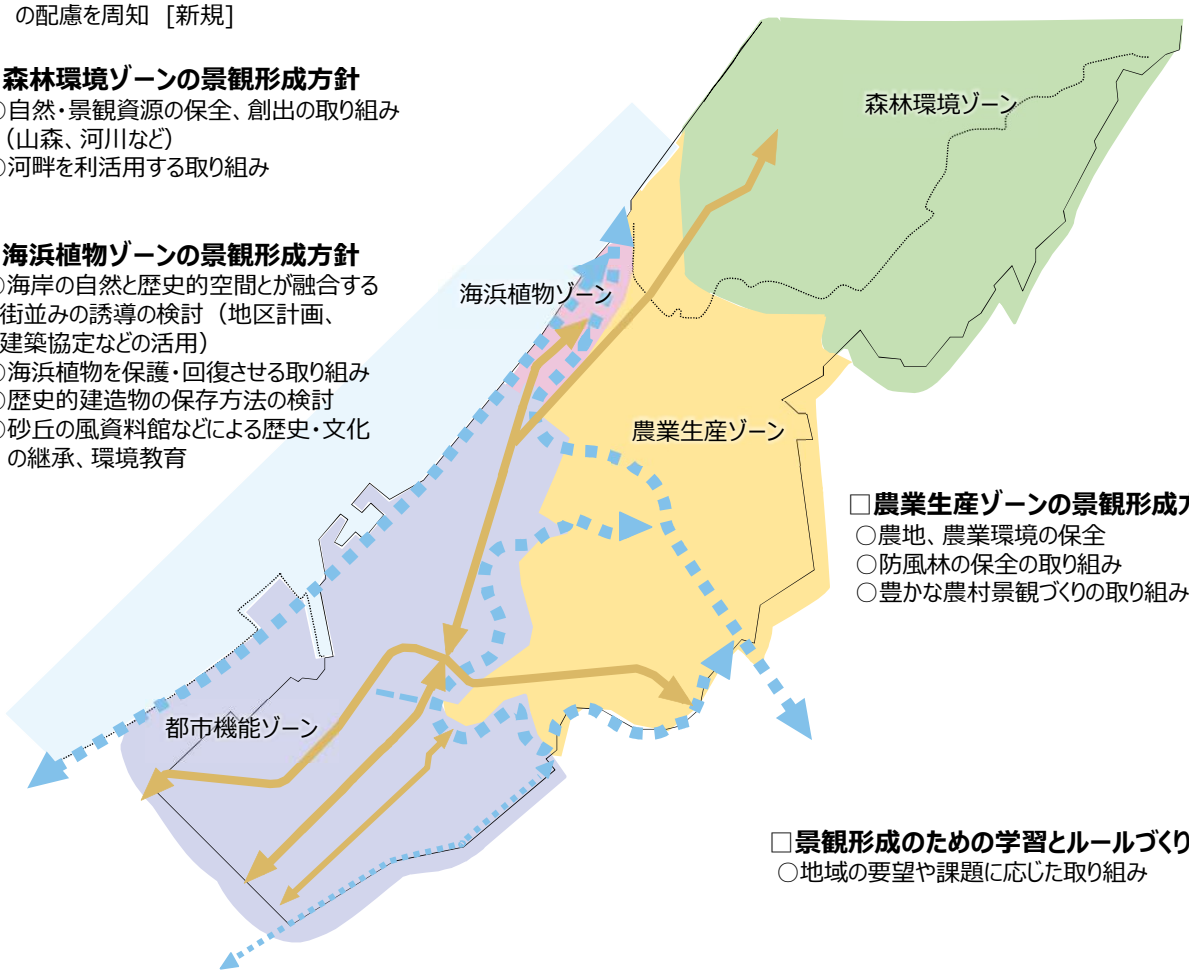

□農業生産ゾーンの景観形成方針
○農地、農業環境の保全
○防風林の保全の取り組み
○豊かな農村景観づくりの取り組み

□景観形成のための学習とルールづくり
○地域の要望や課題に応じた取り組み

□都市機能ゾーンの景観形成方針
○景観づくりの推進（地区計画などの法制度活用）
○歩いて気持ちの良い街並み景観の取り組み
○防風林の保全の取り組み
○宅地の緑化推進
○花いっぱい運動の推進

凡　例
水辺景観ルート
主な景観ルート

※　●新規項目　　○現在の計画からの継続項目

■第５節 その他の都市施設の方針（下水道・火葬場・墓園・産業廃棄物処理施設）

～　適正な管理や計画的な整備・改修による施設の長寿命化により、持続可能な施設運営ができるまちへ　～

※公園については30ページ参照

□下水道の取り組み
○市街地における計画的な下水道施設の整備及び改修

□火葬場・墓園
●施設の適正管理　［新規］

□産業廃棄物処理施設
○循環型社会の形成に向けたリサイクルの推進
●廃棄物の適正処理の推進　［新規］

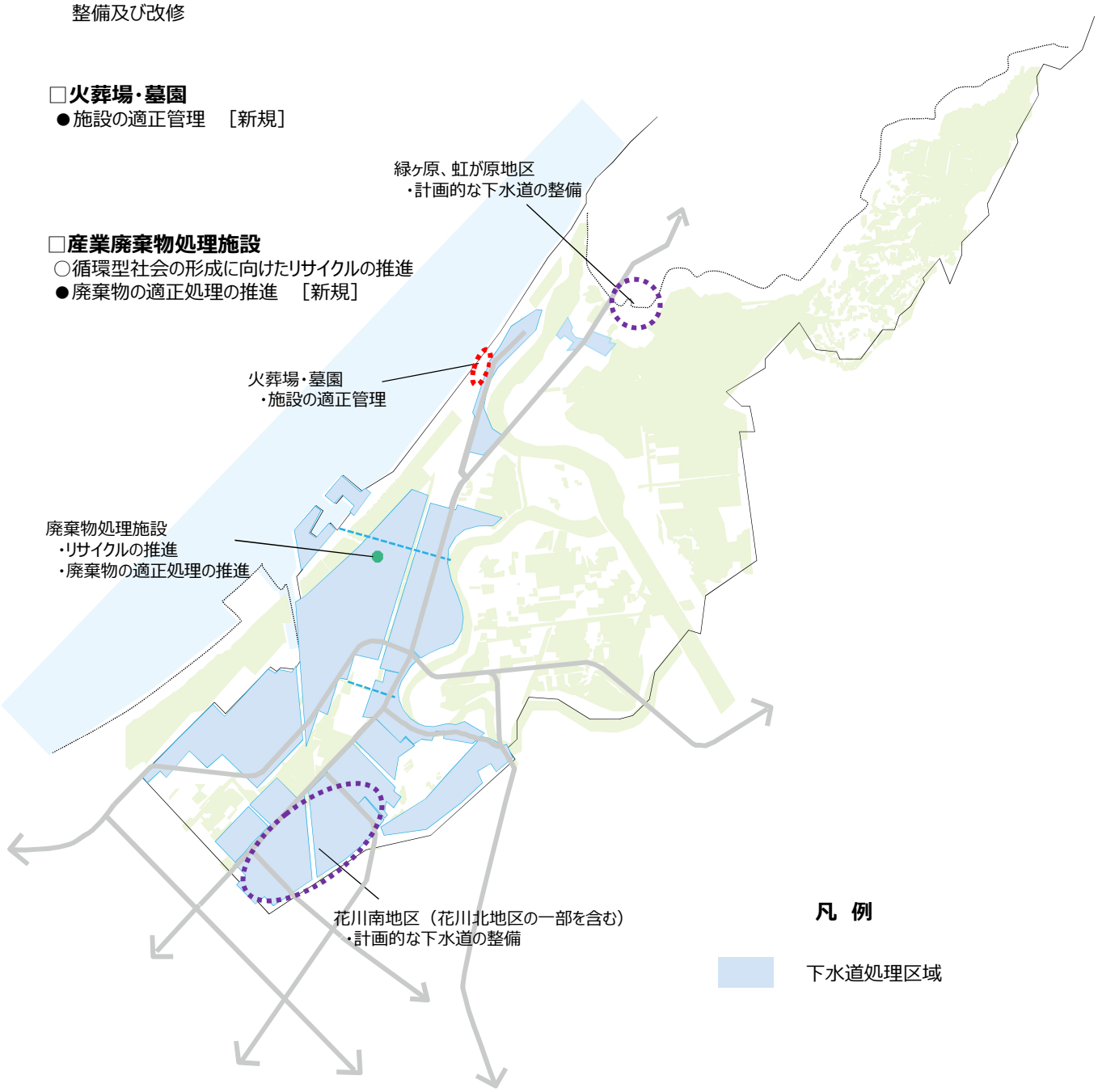

※　●新規項目　　○現在の計画からの継続項目

第３章

立地適正化計画

この章は、都市再生特別措置法第81条に規定する、本市の住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。

第１章 共通編

第２章 都市計画マスタープラン

第３章 立地適正化計画

- 立地適正化計画とは
- まちづくりの方針について　ほか
- 立地適正化計画の区域の設定　ほか

第４章 緑の基本計画

第５章 住生活基本計画

資料

第３章「立地適正化計画」

立地適正化計画とは

平成２６年に制度化されたもので、都市計画法による従来の土地利用計画のみならず、居住機能や福祉・医療・商業・公共交通などの都市機能の誘導により、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進しようとする計画です。

具体的には、居住機能及び都市機能を人口が集中する市街地に誘導する（「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」）ことにより、人口密度の維持を図り、市街地のみならず、市街地を核としたその周辺地域における生活環境も維持していこうとするもので、持続可能なまちづくりを進めるうえで、大きな役割を担うものであります。

立地適正化計画の対象区域と、定めるもの

・立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡すという観点から、都市計画区域内となります。
・居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方の区域を定めることが必要です。

●居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、市街化調整区域内に設定することはできず、災害の恐れのある区域についても、原則、設定することはできません。

●都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業・公共交通などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則、居住誘導区域内に設定することが必要です。

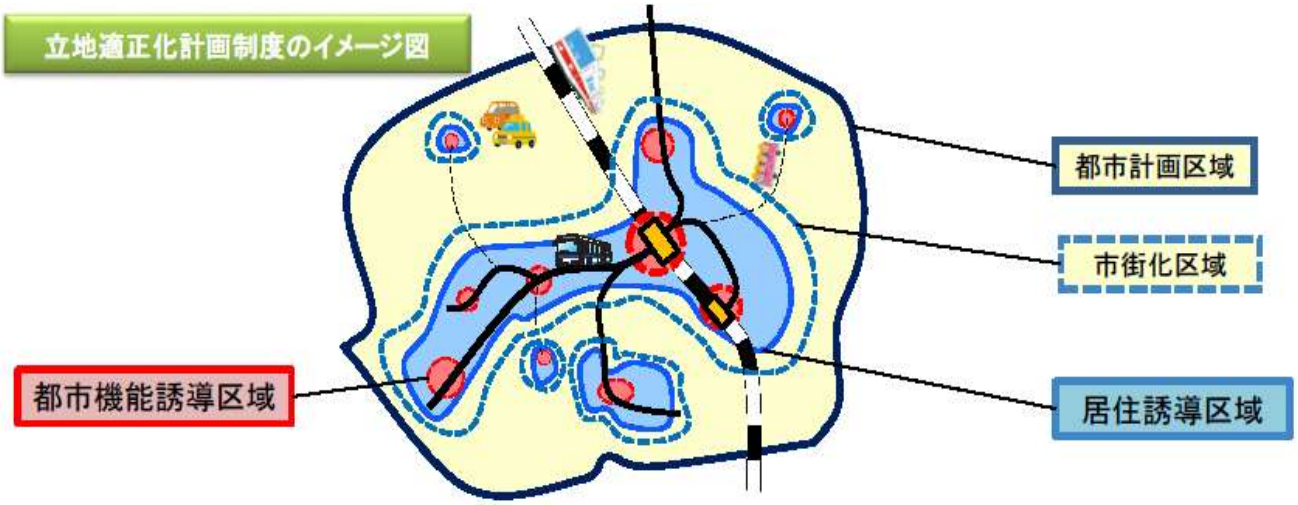

出典：国土交通省資料

まちづくりの方針（ターゲット）について

本市の経済活動の中核を成す石狩湾新港地域は、就業者総数が20,000人超と言われており、操業企業へのヒアリング調査では、就業者の約７割が市外からの通勤者※であるという結果が示されています。

このことから、本市には、石狩湾新港地域の就業者を中心に、移住に関し多くの潜在的な需要があるものと考えます。

このポテンシャルを活かすことが今後のまちづくりに必要であるとの認識のもと、特に人口が集中する市街地を中心に、本市への移住・定住の促進を図るため、魅力あふれるまちづくりを推進します。

※出典…石狩市地域公共交通網形成計画より

目指すべき都市像、必要な施策・誘導方針（ストーリー）について

市民に身近な公共交通機関である路線バスの交通網を軸とし、別途策定された石狩市地域公共交通網形成計画と連携の上、既存の交通網の将来にわたる存続及び必要に応じ新たな交通網の開拓を図る施策を展開し、石狩湾新港地域と市街地の公共交通ネットワークの構築を目指します。

併せて、特に人口が集中する市街地を居住誘導区域に設定し、当該区域を中心に、より魅力にあふれ、住みやすいまちづくりを進めることにより、石狩湾新港地域の就業者の移住・定住が促進され、当該区域の人口密度の維持が図られるものと考えます。

このことにより、市街地周辺の住宅街を含めた地域全体の生活環境が保たれ、都市の空洞化による日常生活の利便性の低下やインフラの整備・維持管理の非効率化を未然に防ぐこととなるとの考えのもと、市街地に地域の核となるような商業施設や行政施設等の都市機能を誘導するなど、人口密度の維持に向けた施策を展開していきます。

《目指すべき都市像、ストーリーの実現に向け、下記の施策を推進します》

「誰もが安心・安全で歩いて暮らすことのできるコンパクトなまち」へ
- ・円滑な交通の確保、道路交通の安全性の向上

「誰もが元気で快適に暮らし続けることのできるまち」へ
- ・都市基盤施設の長寿命化、将来的な整備・維持費の平準化
- ・全ての世代に親しまれる既存公共施設の有効な活用法の検討

「環境に優しい、低炭素社会を実現するまち」へ
- ・現在の公共交通ネットワークの利用促進
- ・『都市居住検討地区』※1と『情報推進・生産物流検討地区』※2の連携強化

※1、※2…都市計画マスタープランの「土地利用の方針」における地区別の名称。 11～12ページ参照

具体的な施策

- ●空家を活用した移住・定住施策の推進による市街地への居住の誘導
- ●施設集約による行政サービスのワンストップ化
- ●誘導区域に重点を置いた、道路をはじめとしたインフラの整備・維持
- ●公園のオープンスペースの子育て支援施設としての有効活用

……etc

目指すべき都市の骨格構造

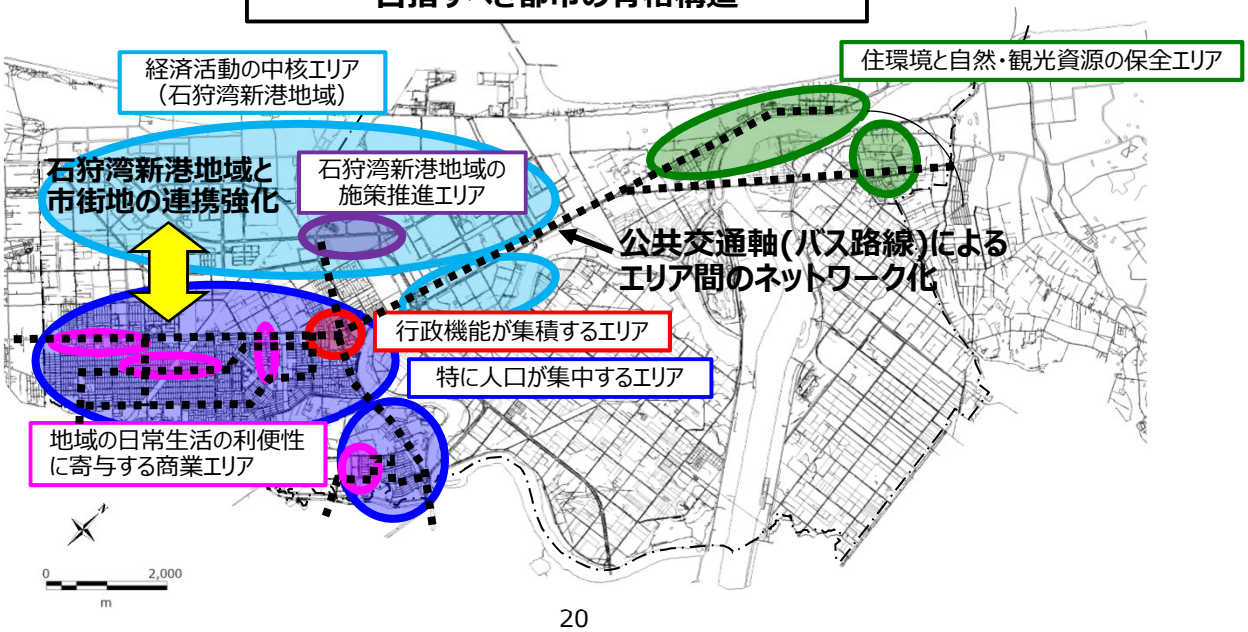

■居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定の考え方は次のとおりとします。

◆区域を設定するエリア

・人口密度に着目し、ＤＩＤ※の基準となる4,000人／km²以上の数値を基本値と定め、現在及び将来の人口密度が基本値以上もしくは近似しているエリア及びそれらのエリアに囲まれたエリア
・生活サービス機能が充実したエリア

※「ＤＩＤ」：人口集中地区のこと。国勢調査の結果をもとに設定され、人口密度4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接し、それら隣接した地域を合わせた人口が5,000人以上を有する地域を人口集中地区（ＤＩＤ）といいます。

◆区域に含めないエリア

・法令等により居住誘導区域に含めてはならないエリア（市街化調整区域）
・津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域など、災害の恐れ※のあるエリア

※洪水浸水想定区域については、防災対策を講じているとの考えから、区域に含めないエリアからは除外しています。

⇒ 上記の判断基準を踏まえ、次ページのとおり居住誘導区域を設定

■居住誘導区域の設定にあたり、人口密度や生活サービス機能施設の解析については、「資料･分析データ編」内（93ページ、110ページ）に掲載しています。

■都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定の考え方は次のとおりとします。

◆区域を設定するエリア

・居住誘導区域内のエリア
・医療、福祉、商業、公共交通などの都市機能の誘導･集約により、都市の中心拠点、生活拠点となり得るエリア

⇒ 市役所本庁舎周辺については、居住誘導区域内にあるとともに、行政機能をはじめとした都市機能が集積し、将来にわたっても多様な都市機能を有する区域と考えられ、上記２つのエリアに該当することから、次ページのとおり都市機能誘導区域を設定

■誘導施設の設定

誘導施設の設定の考え方は次のとおりとします。

・都市機能誘導区域内に現に集積し、今後においても維持運営をしていくこと（または、新たに設置し更なる集積を図ること）により、市民サービスの向上や効率化が期待できる行政施設、文化施設
・多くの集客やにぎわいの創出により、本市の拠点形成に資することが期待できる一定規模以上の商業施設（店舗面積が3,000㎡を超える店舗等）

立地適正化計画の区域の設定

立地適正化計画の区域は都市計画区域内とし、下図のとおり２種類の誘導区域を設定します。

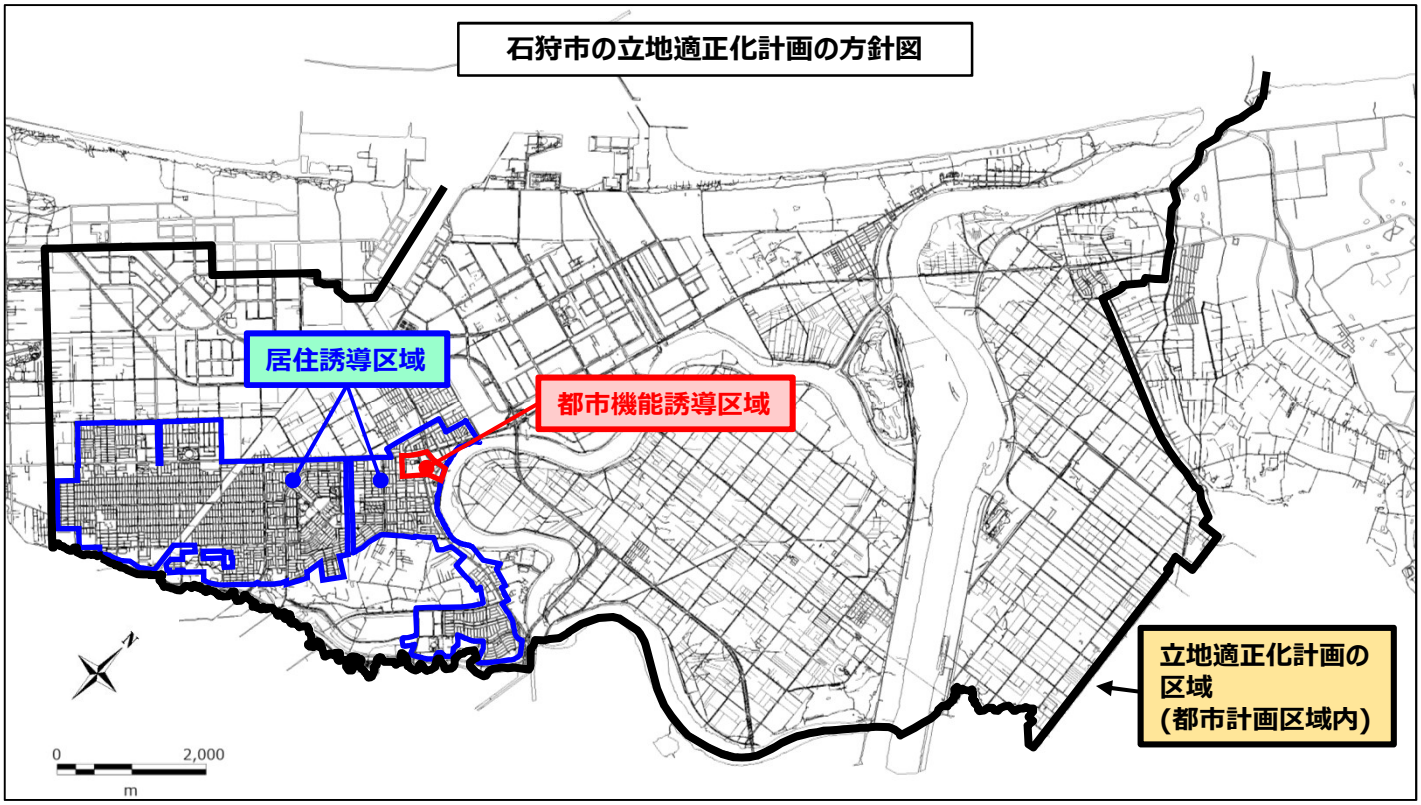

立地適正化計画の計画期間は概ね20年間(令和2年～22年)とし、概ね５年ごとを目安に都市の現況を精査の上、計画見直しの必要性について検討します。

居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、下図の青枠内とします。

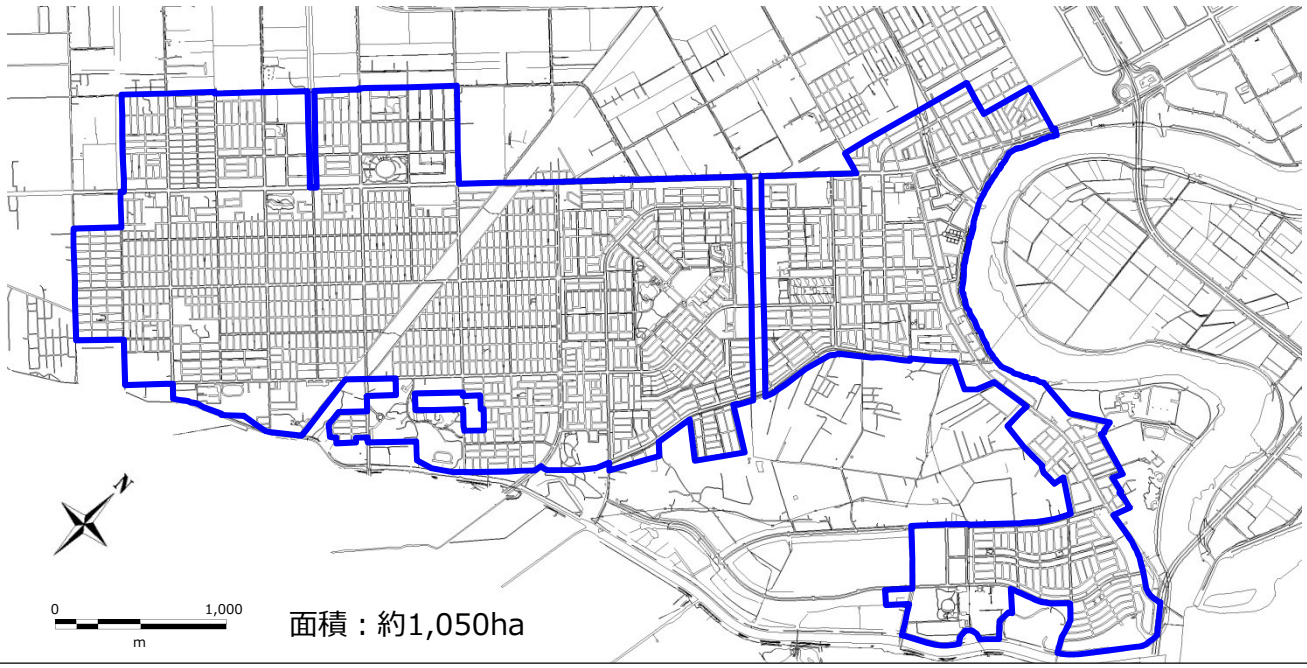

※市街地において、一部洪水浸水想定区域（95ページ参照）となっておりますが、地域防災計画に基づき、地区防災ガイドの全戸配布など、防災に対する意識の啓発活動に取り組んでおり、今後も引続き防災対策を講じていくことから、立地適正化計画における居住誘導区域に含めます。

都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、下図の赤枠内とします。

誘導施設の設定及び都市機能の配置の方針

都市機能誘導区域における誘導施設の設定及び都市機能の配置の方針については、下記の表のとおりとします。

施設分類	誘導施設	現在の立地状況	配置方針※
行政施設	市役所	有	ー
	国・北海道・市等の行政機能を有する施設（市役所を除く）	有	○
文化施設	図書館（分館、分室を除く）	有	ー
商業施設	店舗面積が3,000㎡を超える商業施設	ー	○

※　配置方針：「○」優先度の高い施設

立地適正化計画の誘導区域以外の区域（エリア）の設定

都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定するほか、地域の特性に合わせた市独自の施策を展開していくため、下図のとおり任意の区域（エリア）を設定します。

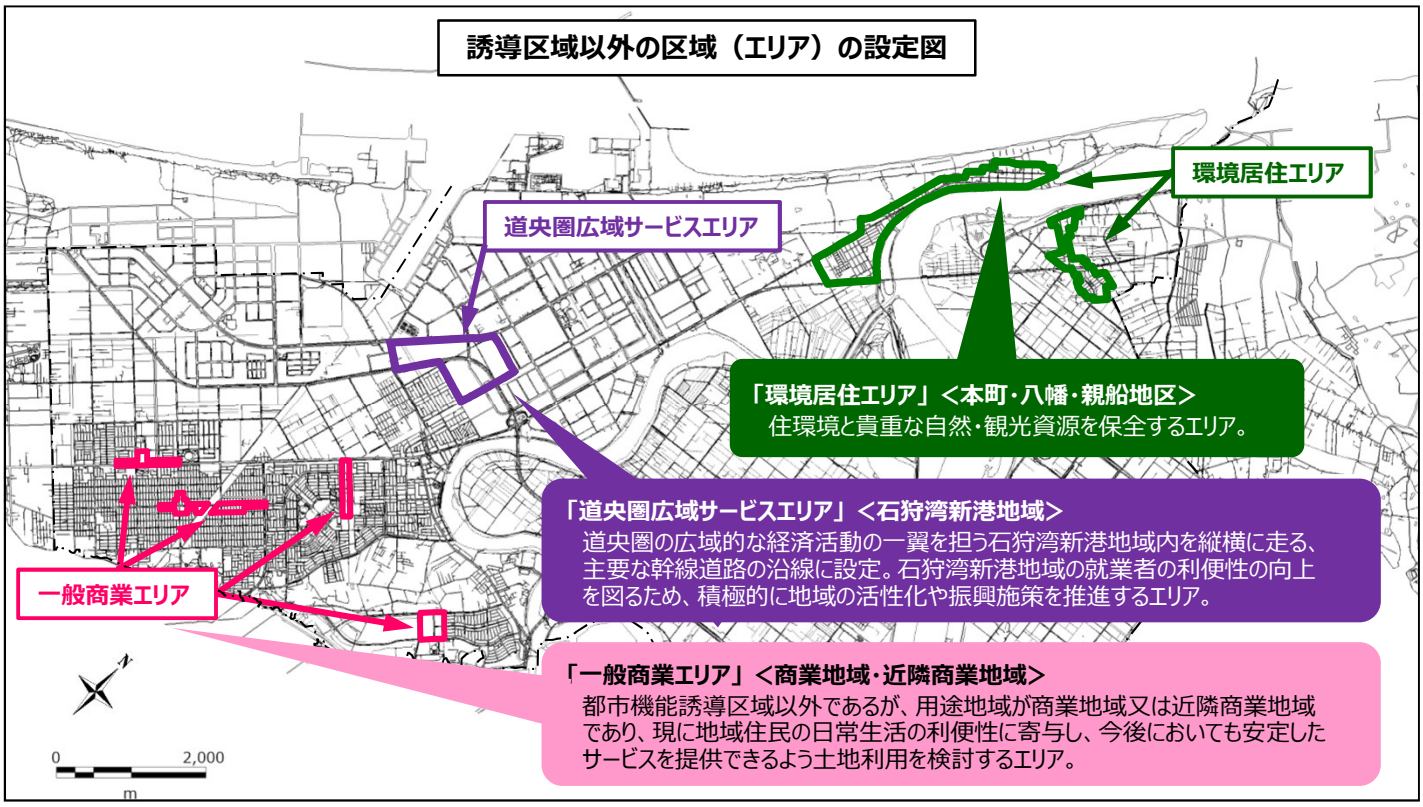

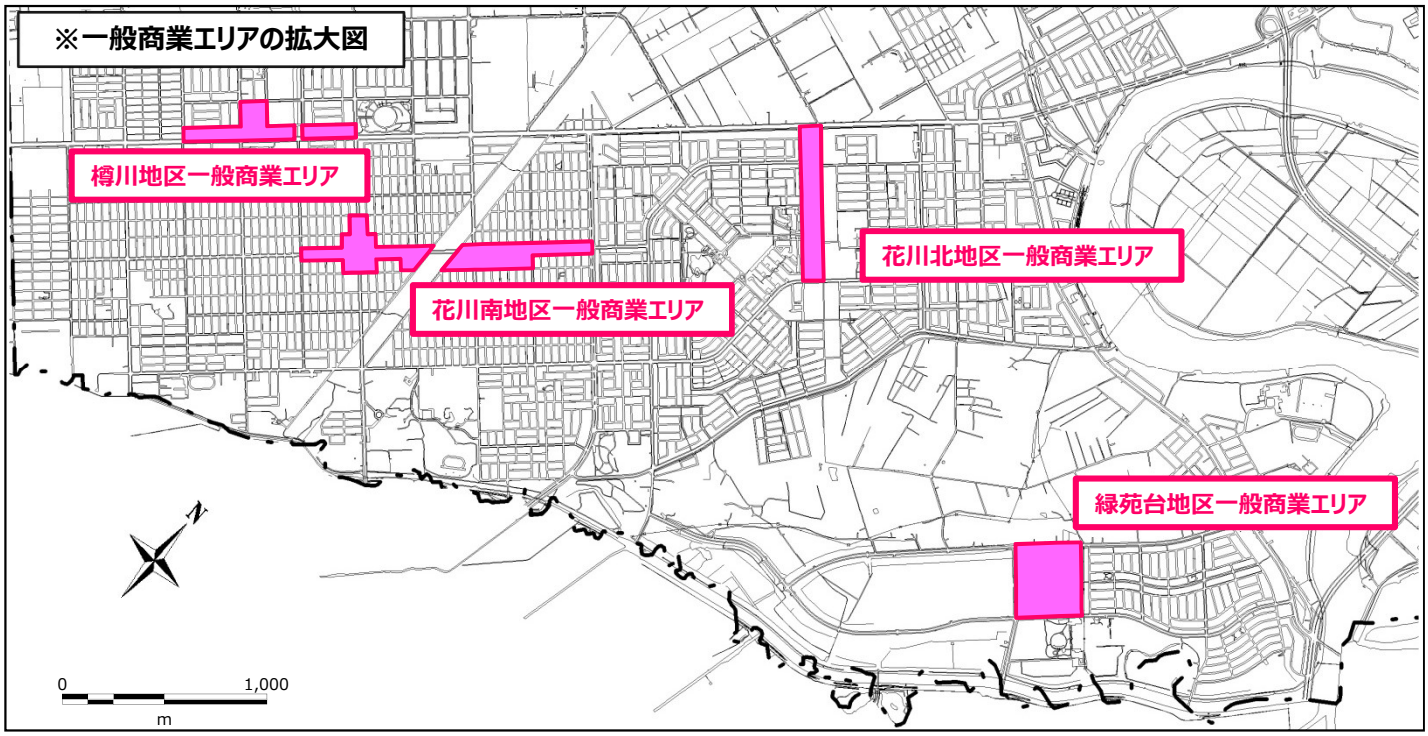

居住誘導区域外における行為に係る事前届出について

居住誘導区域外（立地適正化計画の区域内に限る）で、以下の行為を行おうとする場合は、行為着手の３０日前までに市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第88条）

【開発行為】

①３戸以上の住宅の建築目的の開発行為

②１戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

＜①の例示＞

３戸の開発行為　…

＜②の例示＞

１戸の開発行為　…
(1,300㎡)

２戸の開発行為　…
(800㎡)

【建築等行為】

①３戸以上の住宅を新築しようとする場合

②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

＜①の例示＞

３戸の建築行為…

１戸の建築行為…

出典：国土交通省資料

都市機能誘導区域外における行為に係る事前届出について

都市機能誘導区域外（立地適正化計画の区域内に限る）で、以下の行為を行おうとする場合は、行為着手の３０日前までに市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条）

【開発行為】

・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

【建築等行為】

・誘導施設を有する建築物を新設する場合

・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市機能誘導区域内における施設の休廃止に係る事前届出について

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合は、休止又は廃止する日の３０日前までに市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2）

成果目標について

評価指標	目標値 （中間年） 2030年	目標値 （目標年） 2040年
①居住誘導区域内人口の維持 石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略において想定する「施策効果により増加が期待される人口」をもとに、2040年の見通しを、社人研の推計値に概ね１万人上乗せする人口を目標人口とします。 【イメージ図（下図）参照】 施策等による増加人口（目標年で10,000人）のうち、86%は居住誘導区域内であるものと設定 （基本年H27：49, 289（居住誘導区域）（※１）／57,436（全市）≒86%） ●各推計人口：87ページ～　参照	居住誘導区域内の目標人口 **46,964人** 2030年の居住誘導区域内将来推計人口＋（目標年増加人口の中間の人口 × 居住誘導区域内人口割合86%） ＝42,664（※１）＋（5,000×86%）	居住誘導区域内の目標人口 **45,207人** 2040年の居住誘導区域内将来推計人口＋（目標増加人口 × 居住誘導区域内人口割合86%） ＝36,607（※１）＋（10,000×86%）
②公共交通の利用者の増 石狩市地域公共交通網形成計画の目標値を将来も維持。 なお、将来の人口減少を考慮すると実質利用割合は増 【石狩市地域公共交通網形成計画： 計画策定現状値　7,850（千人） 2023年目標値　8,000（千人）】	**8,000（千人/年）**	**8,000（千人/年）**
③都市機能誘導区域内誘導施設の増 行政施設・商業施設	新たな立地施設 **１施設**	新たな立地施設 **２施設**

※１　88ページの各年における、「樽川」、「花川南」、「花川北」、「花畔」、「花川東」、「緑苑台」の人口の合計

目標人口のイメージ図

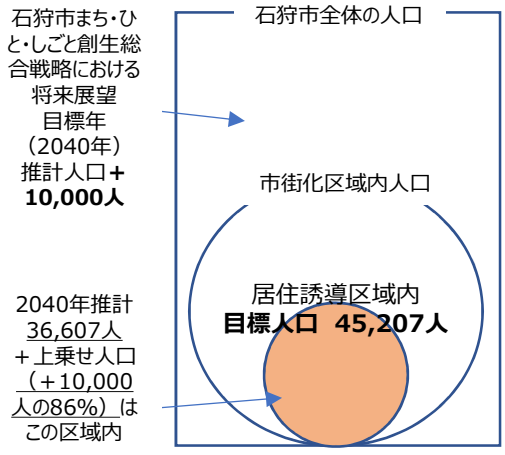

【参考】
「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による将来展望

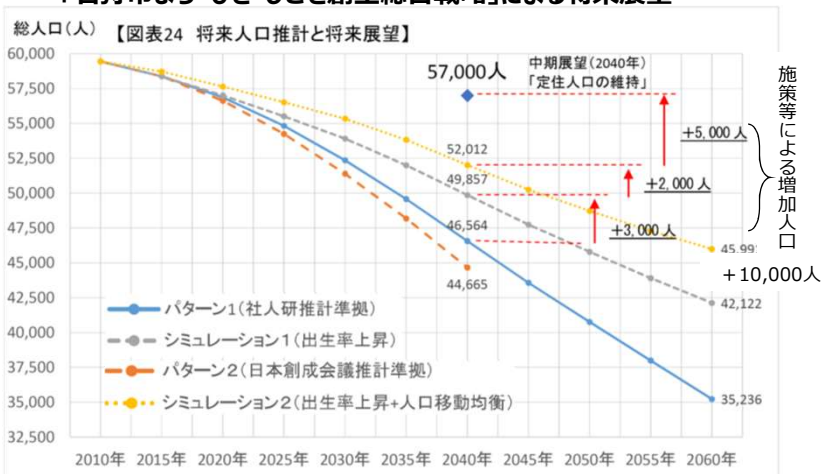

※現在、「石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は見直しを行っていることから、将来展望について変更があった場合は変更後の展望に準じます。

第４章

緑の基本計画

この章は、都市緑地法第４条に規定する、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。 《第二次計画》

第１章 共通編

第２章 都市計画マスタープラン

第３章 立地適正化計画

第４章 緑の基本計画

- 水と緑の現状と今後の目標
- 緑の方針

第５章 住生活基本計画

資料

第４章「緑の基本計画」

■水と緑の現状と今後の目標

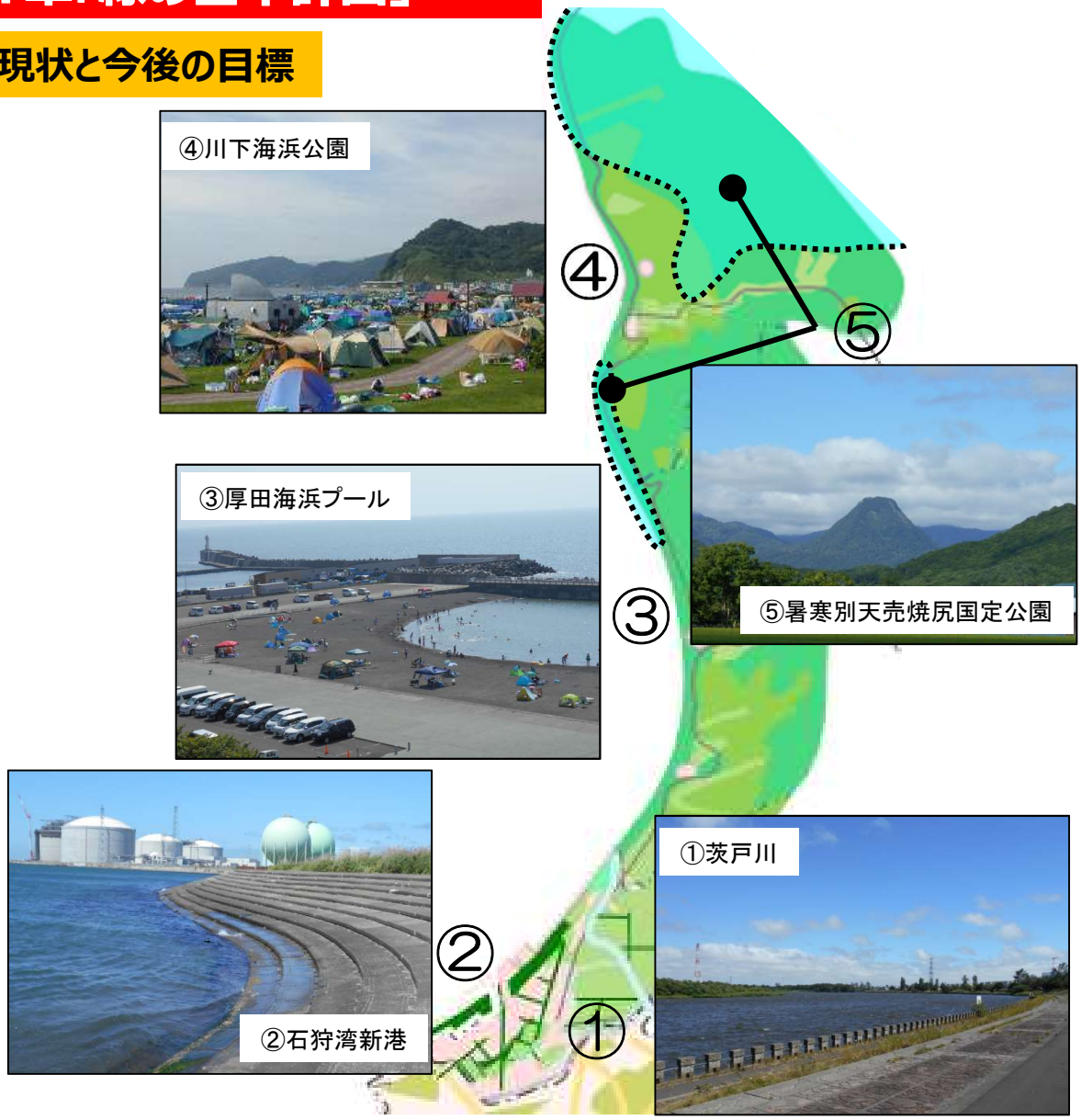

《現状》
・市域のおよそ７割は森林（総面積72,242haのうち、森林面積は53,281ha ⇒ **約74%**）
・親水空間が豊富（上図①～④をはじめとした施設など）
・優れた自然風景を有する【国定公園】（上図⑤をはじめとした自然環境など）
・「１０万本植樹運動」…市民参加の植樹運動（令和元年5月現在 約7万4千本の植樹が完了）
・人口減少により、公園をはじめとした緑の一人当たりの面積は、今後増加していくと予想
（本市の一人当り都市公園面積 **23.0㎡/人【令和元年】⇒ 30.0㎡/人【令和22年】**
※一人当り都市公園面積 全国平均 10.3㎡/人【平成28年度末】）

《今後の目標》
森林面積は市域の約74%を占めるとともに、一人あたりの都市公園面積は全国平均を大きく上回っております。更に、今後においても、人口の減少により一人あたりの都市公園面積は増加していくものと予想されることから、本市の緑は、現状のみならず、将来においても十分確保されていると考えます。
これらのことから、これまでの計画のような緑の量を確保する数値目標は定めず、本市の持つ緑のポテンシャルを最大限に活かせるよう、次ページの方針に掲げる「量より質」を重視した様々な取り組みを推進します。
また、現在、進行中である「１０万本植樹運動」についても、引き続き取り組んで参ります。

■緑の方針

既存の恵まれた緑地や親水空間を活用し、市民のレクリエーションの場の創出や観光振興を図るとともに、緑を育む活動を継続しながら、生物多様性の確保、向上を推進します。

第５章

住生活基本計画

この章は、住生活基本法第15条に規定する全国計画、同法第17条に規定する都道府県計画に即した本市の計画です。
《第二次計画》

第１章 共通編

第２章 都市計画マスタープラン

第３章 立地適正化計画

第４章 緑の基本計画

第５章 住生活基本計画

└住宅施策の方針

資料

1．目的・背景

本市では、昭和40年代の花川地区の開発以降、人口の著しい増加に対応した住宅供給や、居住環境の質向上を図るためのまちづくり事業などを進めてきました。また、平成24年３月には「石狩市住生活基本計画」を策定し、安全で良質な住宅ストックの形成や安心して暮らせる住環境づくりなどに取り組んでいます。

このような中で、人口減少や高齢社会への対応、空家の増加、地震災害への対応などの早急に取り組むべき課題や、住宅に対する市民の多様化するニーズへの対応が重要となってきており、住宅施策の見直しが必要となってきています。

こうした背景を踏まえ、本計画は、石狩市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定確保及び質向上の促進に関する施策を推進することを目的として策定します。

2．計画の位置付け

本計画は、都市・緑・住宅に関する計画を一本の計画と見立て、都市整備の方針を示す「石狩市都市整備骨格方針」において、住宅施策の方針を示す計画として位置づけられています。
詳細は、１ページに示しております。

3．計画期間

本計画は、令和２年度から令和11年度までの10年間を計画期間とします。
なお、計画期間中においても、住宅・住環境を取り巻く情勢の変化に伴い、住宅施策の変更を必要とする場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

4．国・北海道の計画の概要

住生活基本計画（全国計画） 平成27年度改定
（計画期間：平成23年度～平成32年度）

■計画の目標と基本的な施策

①居住者からの視点
【目標１】結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
【目標２】高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
【目標３】住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

②住宅ストックからの視点
【目標４】住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
【目標５】建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
【目標６】急増する空き家の活用・除却の推進

③産業・地域からの視点
【目標７】強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
【目標８】住宅地の魅力の維持・向上

北海道住生活基本計画 平成28年度改定
（計画期間：平成28年度～平成37年度）

■目標
【目標１】「安全で安心な暮らし」の創造
【目標２】「北海道らしさ」の創造
【目標３】「活力ある住宅関連産業」の創造

■住宅施策の方向性
１．若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
２．地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現
３．住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
４．「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築
５．リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
６．空き家等の活用・適正管理の推進
７．地域を支える住宅関連産業の振興
８．魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

■住宅施策における重点的な取組
１．安心して子どもを生み育てることができる住まい・環境づくり
２．空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進
３．子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成

5．取り組むべき課題

課題 1 少子高齢化に対応し、誰もが安心して暮らせる住まいの確保

少子高齢化が全国的に進むなか、本市においても、今後は、超少子高齢社会となることが想定されます（図１）。

そのため、若年世帯が本市に移住・定住しやすい仕組みづくり、高齢者が在宅で長く暮らせる環境づくり、また、若年世帯、高齢者世帯を含めた住宅確保要配慮者が安定的に住宅が確保できる仕組みなど、誰もが安心して暮らせる住まいの確保が必要となっています。

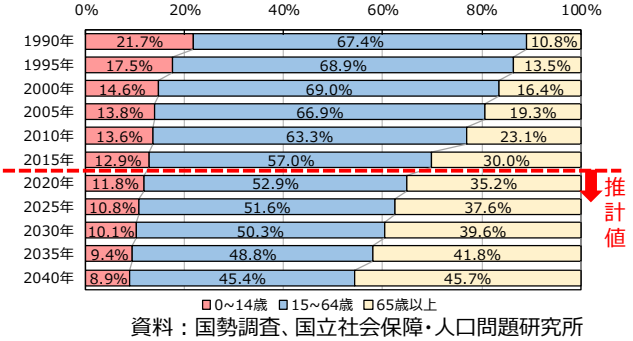

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

図１　年齢別人口構成比の推移

課題 2 増加する空家の対応

全国と比べると低いものの、近年における本市の空家率は増加傾向にあり、今後も、人口減少に伴い空家が増加することが想定されます（図２）。

そのため、居住環境の安全性を損なう可能性のある危険な民間空家の対応や、良質な空家の流通促進など、空家の対応が必要となっています。

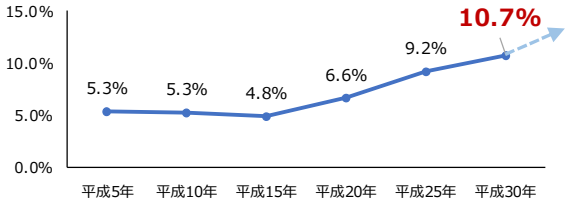

図２　空家率の推移　　資料：住宅・土地統計調査

課題 3 安全で良質な住宅の供給

近年、東日本大震災（平成23年）などの地震災害が全国各地で頻発し、北海道においても胆振東部地震（平成30年）が発生しました。昭和56年以前に建築された旧耐震基準の住宅は、新耐震基準の住宅と比べて被害が多い傾向にあることから、住宅の耐震化が重要な課題となっています。

そのため、住宅の耐震化や安全で良質な住宅の流通を促進し、安心して暮らせる居住環境を形成していくことも重要です。

課題 4 人口減少に対応し地域特性を活かした持続可能な住環境づくり

人口減少が全国的に進んでいるなか、本市においても、全国を上回るペースで人口減少が進み、今後、長期的な減少が想定され、10年後には５万人以下となる推計も示されています。また、今後は世帯数の減少も予測されます。

今後は、自然環境や産業などの地域特性を活かしながら、移住定住を促進するとともに、魅力ある持続可能な居住環境の形成、住宅関連産業の活性化など、人口が減少しても安心していきいきと暮らせる居住環境を目指す必要があります。

6．市営住宅の目標管理戸数

（１）目標管理戸数設定の考え方

市営住宅の目標管理戸数は、将来の人口推計および世帯推計から、公営住宅等長寿命化計画策定指針で定められた国土交通省のストック推計プログラムを用いて算出し、低所得者の住宅不足を緩和するために必要な戸数を設定します。

設定にあたっては、市内の道営住宅(527戸)や公的賃貸住宅(UR住宅)(430戸)、更には、低価格帯の家賃で供給されている民間賃貸住宅などの住宅事情を考慮しています。

（２）目標管理戸数の設定

上記（１）に示した考え方により、2030年度、2040年度における目標管理戸数については、現在、管理している市営住宅401戸に対し、以下のように設定します。

＜市営住宅の目標管理戸数＞　２０３０年：約３５０戸　／　２０４０年：約３２０戸

7．住生活基本計画の体系図

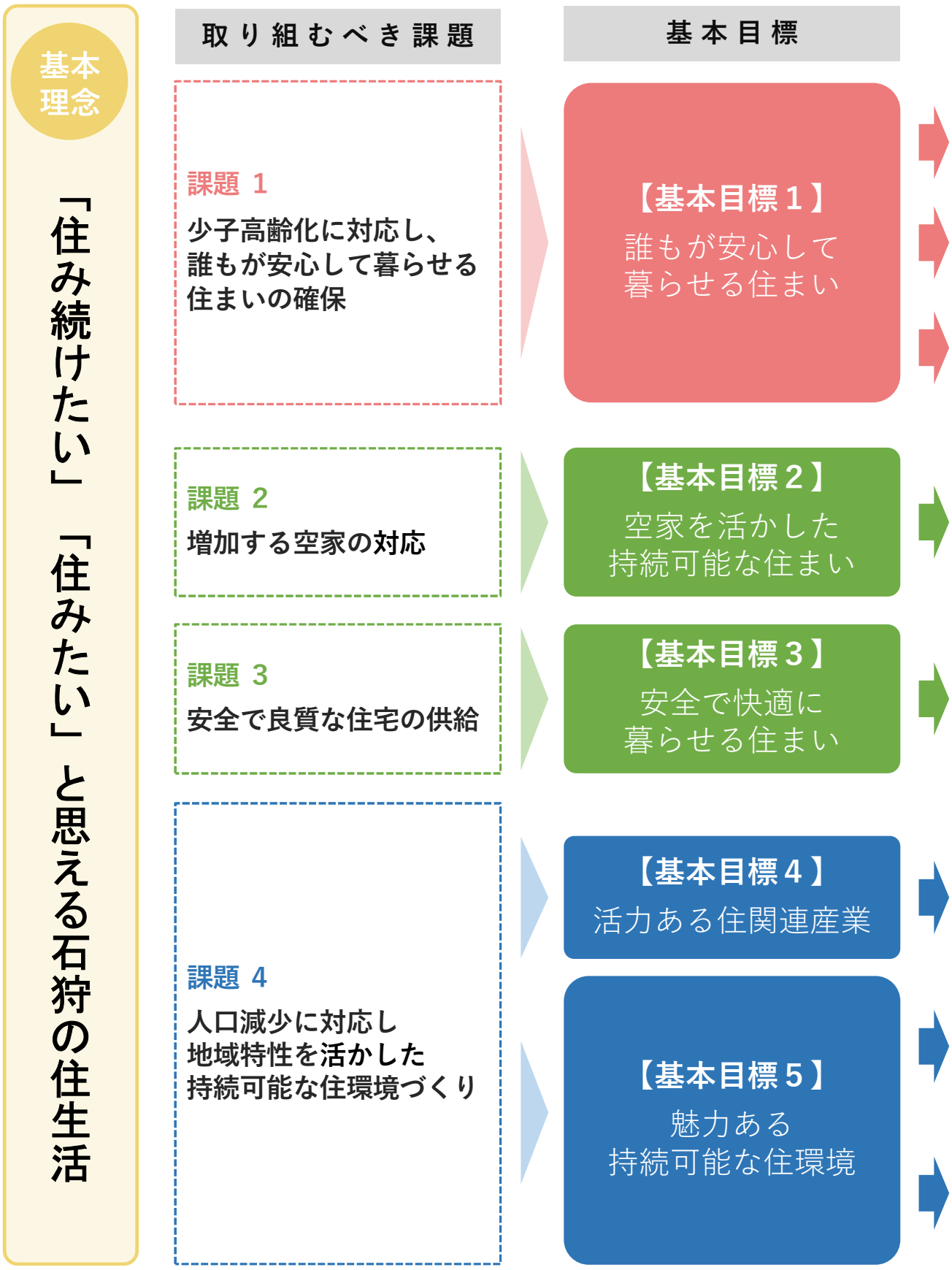

基本方針	推進施策
[基本方針①] 若年世帯が石狩に住みたくなる仕組みづくり	・結婚新生活支援事業 ・移住、定住促進関連事業（ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ相談窓口の設置など）
[基本方針②] 在宅福祉が充実する住環境づくり	・住宅改修費の支援（介護居宅サービス） ・間口除雪への支援や除雪機貸与（在宅福祉サービス）
[基本方針③] 住宅確保要配慮者の居住の安定確保	・住宅セーフティネット制度の普及 ・低所得者への市営住宅の供給や管理
[基本方針④] 空家の対応	・空家情報の発信 ・空家活用助成事業
[基本方針⑤] 住宅の安全性と質の向上	・耐震改修への啓発、普及、補助 ・長期優良住宅の普及促進 ・建築物応急危険度判定士の登録推進 ・安心Ｒ住宅の普及促進
[基本方針⑥] 地域を支える住生活関連産業の活性化	・耐震改修への啓発、普及、補助【再掲】 ・長期優良住宅の普及促進【再掲】 ・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付
[基本方針⑦] 移住、定住の促進	・結婚新生活支援事業【再掲】 ・移住、定住促進関連事業（ﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ相談窓口の設置など）【再掲】 ・空家活用助成事業【再掲】 ・農漁業担い手支援事業
[基本方針⑧] 地域特性を踏まえた暮らしやすい住環境の形成	・居住誘導区域への誘導･集約 ・地域環境の把握及び状況提供 ・ハザードマップの提供、市民の防災知識の向上 ・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付【再掲】 ・屋根雪に関する注意喚起情報の提供

8．基本方針の詳細説明

【基本目標１】誰もが安心して暮らせる住まい

基本方針① 若年世帯が石狩に住みたくなる仕組みづくり

若い世代の移住や定住を促進するため、若年世帯が市内で安心した生活をスタートできるよう、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用などを助成するほか、移住や定住に関する相談をワンストップで対応する窓口の有効活用を図ります。

＜推進施策＞
・結婚新生活支援事業
・移住、定住促進関連事業（ワンストップ相談窓口の設置など）

基本方針② 在宅福祉が充実する住環境づくり

高齢や介護が必要な状態になっても自宅で安心して住み続けられる居住環境を形成するため、介護保険における介護居宅サービス及び在宅福祉サービスを適切に運用します。

具体的には、自宅の手すり取り付けや段差の解消などの小規模な改修費用を支給（介護居宅サービス）するほか、冬期間における生活路の確保に向け、玄関先から公道までの除雪や除雪機の貸与を行います。（在宅福祉サービス）。

＜推進施策＞
・住宅改修費の支援（介護居宅サービス）
・間口除雪への支援や除雪機貸与（在宅福祉サービス）

基本方針③ 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

今後の超高齢社会において、高齢者などの住宅確保に配慮が必要な市民の需要に対応するためには、市営住宅だけではなく、道営住宅、公的賃貸住宅(UR住宅)や民間住宅も含めた様々な住宅市場全体で重層的な住宅ストックによりカバーしていく必要があります。そうしたうえで、市営住宅については、低所得者世帯の動向を踏まえ管理戸数の適正化を図ります。

国の推進する住宅セーフティネット制度の普及については、更なる制度の周知及び、福祉分野との連携が求められます。

＜推進施策＞
・住宅セーフティネット制度の普及
・低所得者への市営住宅の供給や管理

【基本目標２】空家を活かした持続可能な住まい

基本方針④ 空家の対応

全国的な空家の増加にともない、周辺の居住環境への悪影響が懸念されます。そのため、不適正管理住宅を早期に解消し、耐震化が図られていない住宅について耐震化を促進する観点から、空家の適切な除却及び改修を促し、良質な住宅の流通促進と安全で快適な住環境づくりを進めます。

また、空家に関する情報について、「北海道空家情報バンク」などの既存の仕組みと連携し、積極的に情報提供を行います。

＜推進施策＞
・空家情報の発信
・空家活用助成事業

【基本目標３】安全で快適に暮らせる住まい

基本方針⑤ 住宅の安全性と質の向上

住宅の安全性確保のために重要な耐震性能について、基準を満たしていない既存住宅の耐震改修を進めるための支援を行います。また、全国で頻発する地震等の災害に備え、住宅を含む被災建築物の危険度の応急的な判定体制を整えるため、建築物応急危険度判定士の育成に努めます。

長期にわたり住み続けられる住まいづくりに向けて、長期優良住宅の普及促進を図るとともに、良質で安全な既存住宅が流通し有効活用されるよう、安心Ｒ住宅の普及を進めます。

＜推進施策＞

・耐震改修への啓発、普及、補助
・建築物応急危険度判定士の登録推進
・長期優良住宅の普及促進
・安心Ｒ住宅の普及促進

【基本目標４】活力ある住関連産業

基本方針⑥ 地域を支える住生活関連産業の活性化

住宅の安全性確保や質の向上、空家の除却や活用、冬期における雪対策関連等の取組を通じ、石狩市の住生活を支える関連産業の活性化を図ります。

冬期における雪対策については、住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付を継続します。

＜推進施策＞

・耐震改修への啓発、普及、補助【再掲】
・長期優良住宅の普及促進【再掲】
・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付

【基本目標５】魅力ある持続可能な住環境

基本方針⑦ 移住、定住の促進

石狩市への移住、定住を促進するため、若い世代や市外から市内に通勤する就業者、一次産業従事者など多様な層を対象に、資金面での支援や空家活用、相談対応などの取組を進めます。

一次産業従事者については、石狩市の重要な産業である漁業及び農業の持続に不可欠な担い手を確保するため、新規就業者や新規参入者への支援の一つとして、家賃に対する助成を継続します。

＜推進施策＞

・結婚新生活支援事業【再掲】
・空家活用助成事業【再掲】
・移住、定住促進関連事業（ワンストップ相談窓口の設置など）【再掲】
・農漁業担い手支援事業

基本方針⑧ 地域特性を踏まえた暮らしやすい住環境の形成

石狩市の特性や今後のまちづくりの方向性を踏まえ、空家の活用等により移住・定住施策を推進し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に定めた居住誘導区域への居住を誘導します。

また、安全で暮らしやすい住環境の形成を図るため、環境の保全及び創造に関する施策を推進し環境状況の結果を提供するとともに、地域の低炭素化、資源循環型社会への取組に努め、災害に備えて「土砂災害ハザードマップ」「石狩市地区防災ガイド」などを活用し、防災知識の向上及び意識啓発を図ります。更に、冬期に安全で快適に暮らせる住まいづくりに向けて、住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付のほか、市のホームページ等を通じ雪に関する注意喚起情報を提供します。

＜推進施策＞

・居住誘導区域への誘導・集約
・ハザードマップの提供、市民の防災知識の向上
・屋根雪に関する注意喚起情報の提供
・地域環境の把握及び状況提供
・住宅地に関連する消融雪機器設置費に対する貸付【再掲】

石狩市都市整備
骨格方針
― 資料・解説編―

目　次

資料・解説編

Ⅰ．石狩市都市骨格方針の策定にあたり

・共通編……43

・都市計画マスタープラン ……54

・緑の基本計画……55

・住生活基本計画……60

資料・分析データ編

Ⅰ．石狩市の概況……63

Ⅱ．各種データ

・各種データ……80

資料・解説編

資料・解説編
資料・分析データ編

ゾーン別概要

●総括表

ゾーン名称	ゾーン細区分（検討地区）	地区の目標	主な地区名
1　都市機能ゾーン	情報推進・生産物流検討地区	企業、就業者などニーズに対応し、魅力的で市民にもより身近に感じられる地区	石狩湾新港地域
	都市居住検討地区	地区の特性を踏まえた居住及び都市機能の誘導を図る、緑豊かで住みやすい地区	花川南地区
		子育て世帯の流入を図るとともに高齢者にも配慮した、緑とゆとりのある住みやすい地区	花川北地区
		行政機能をはじめとした市民サービス施設や公共交通の充実を図る、居住・商業業務のバランスがとれた魅力ある市の中心的地区	花畔地区
		多様な土地利用を図ることができる利点を活かす、居住・商業業務・工業のバランスのとれた住みやすい地区	花川東地区
		良好な住環境の維持と子育て支援の充実を図る、緑豊かで住みやすい地区	樽川地区
		良好な住環境の維持を図る、緑とゆとりのある住みやすい地区	緑苑台地区
2　農業生産ゾーン		市の各種農業政策の支援と、大消費地である札幌市と近接している優位性を活かし、農業の保全を図る地区	八幡・生振・北生振地区
3　海浜植物ゾーン		住環境との調和を図りながら、大都市圏に今も大切に保全されている海浜植物の自然環境を守る地区	本町地区
4　森林環境ゾーン		豊かな自然とともに発展してきた第１次産業に関する各種施策と、観光拠点を中心とした観光施策を支援し、地域の魅力向上を図る地区	八幡町五の沢地区・厚田区・浜益区

1　都市機能ゾーン「情報推進・生産物流」検討地区　（石狩湾新港地域）

（１）地域特性

● 歴史

石狩湾新港は、昭和45年「第3期北海道総合開発計画」の閣議決定により港の実現に向けて具体的第一歩が踏み出され、昭和51年からは、港の背後地が、土地区画整理事業により造成されています。

○ 現状

石狩湾新港地域は、札幌圏に位置する優位性等から、企業の集積規模は北海道内最大級で、国内でも有数の産業空間です。現在、物流や機械金属、食品等の企業が集積しているほか、近年では特にエネルギー関連企業や、データセンター等、立地業種の多様化が進んでおり、平成27年度末には749社が立地、628社（内石狩市域568事業所）が操業しています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	企業ニーズに対応した土地利用の増進
エネルギー関連、データセンター等、業種の多様化や地域就業者、地域利用者のための利便施設への対応	
→ 課題①　幅広いニーズへの対応による企業立地の促進	
ii	公共交通による移動手段の確保
市街地と石狩湾新港地域を結ぶ路線及び便数が少ない	
→ 課題②　道路網・公共交通の充実	
iii	市民にも親しんでもらえる地域づくり
市民が憩える場所が少ない（にぎわい拠点・親水空間などの創設検討）	
→ 課題③　市民がもっと親しめる地域づくり	
iv	受け皿確保、市街地の魅力向上により、市内就業者の市内居住推進
平成27年国勢調査では、市内就業者の半数以上は市外に住んでおり、市内居住が望まれる	
→ 課題④　石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応	

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区　（花川南地区）

（１）地域特性

● 歴史

花川南地区は、石狩市の「都市居住」検討地区の中で、最も早い時期に造成された地区です。 札幌市新琴似地区の急激な都市化に続く住宅適地（通称「南線地区」）として注目を集め、昭和40年、民間開発事業者が、当時農業地帯であった大字樽川村と大字花畔村の一部を、大規模住宅団地として造成を開始しました。花川とは、明治35年当時の花畔村と樽川村が合併して出来た「花川村」にちなんでいます。地区の人口は昭和45年では約2,000人でしたが、平成31年３月末日現在、23,854人となっております。

○ 現状

札幌市手稲区、北区に接し、南東側には発寒川が流れている地区で、中央を斜めに帯状に走る防風林がある自然豊かで閑静な住宅街で、道路は格子状に配置され、地区内には小学校、中学校、石狩南高等学校や藤女子大学花川キャンパスなど学校施設のほか、子育て施設や、病院、大型スーパーなどの生活サービス施設などもあり、良好な住環境を保持しています。宅地の区画割が小さめであり、駐車スペースの関係で路上駐車する車が多く、しばしば通学や冬季間の除雪作業の妨げになることもあります。民間開発事業者の造成途中での破綻により、その後のまちづくりに大きな影響を与えており、都市基盤施設の一部についての再整備が必要となっています。近年、人口が減少傾向にありますが、市内で一番人口が多い地区を維持しております。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

ⅰ	人口減少への対応
人口減少に伴う地域コミュニティの衰退、都市施設の行政コスト高や公共交通機関の衰退の懸念	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
ⅱ	狭小敷地の有効活用
狭小敷地が多い地区のため、建物規模の制約が厳しい	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
ⅲ	都市施設の老朽化
都市基盤（道路・公園等）の老朽化が進んでいる	
→ 課題⑤	都市基盤や公共交通の維持、有効活用
ⅳ	市街地の緑の保全
地区を斜めに走る保安林をはじめとした緑の適切な維持・保全	
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
ⅴ	安全・安心な市街地の形成
昨今の自然災害（特に大雨）に対する備えが必要	
→ 課題⑦	安全・安心なまちづくりの形成

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花川北地区）

（１）地域特性

● 歴史

土地所有者の要請や石狩湾新港建設の動きに合わせ、昭和48年に北海道住宅供給公社が「花畔団地」の名称で新住宅市街地開発事業によって造成に着手し、昭和54年に事業が完了しました。現在は「花川北地区」と呼ばれており、地区の人口は昭和50年に約1,000人でしたが、この事業をきっかけに急激に増え、平成31年３月末日現在、14,870人となっております。

○ 現状

街区内の道路は、通過交通を抑えるＴ字路を多用した細街路網の構造であり、自転車・歩行者専用道はネットワーク化され、閑静な住環境が守られています。北西側の石狩・手稲通沿いに都市緑地があります。また、花川北３条には花川北地区を縦断する防風林があり、宅地の緑や街路樹がつながり、緑豊かな景観を作り出しています。子育て施設や、病院、大型スーパーなどの生活サービス施設、小・中学校や近隣公園（紅葉山公園、若葉公園）もあり良好な住環境を保持しています。短期間に宅地が販売されたため、購入者の年齢層が狭く、造成から約40年が経過した現在、「都市居住」検討地区では最も速く高齢化が進んでおり、また、近年は人口減少に加え、空家が増加しています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

ⅰ	人口減少への対応
人口減少に伴う地域コミュニティの衰退、都市施設の行政コスト高や公共交通機関の衰退の懸念	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
ⅱ	子育て世代の充実
子育て世代が少ないことに伴う地域コミュニティの衰退	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
ⅲ	都市公園の適正管理と魅力向上
公園施設の老朽化と多面的な利用ができる公園の検討	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
ⅳ	市街地の緑の保全
地区を走る保安林をはじめとした緑の適切な維持・保全	
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花畔地区）

（１）地域特性

● 歴史

現在の花畔（花川北６条（４丁目を除く）～７条を含む）地区の街並みは、石狩市花畔市街土地区画整理事業（昭和63年度～平成17年度）によって作られました。花畔（ばんなぐろ）の地名は、アイヌ語の「パナ・ウンクル・ヤソツケ」が由来で、川下の人たちの漁場という意味で、石狩市内最初の開拓が始まった明治４年に、これまでの名称であった「ハナンクロ」から「花畔村」となり、その後、現在の「花畔」となりました。

○ 現状

花川北地区、花川東地区に接し、修景護岸を施し親水空間のある茨戸川、野外炉を備えたサスイシリの森があり、自然に恵まれた潤いのある空間を持つ地区です。市役所を始め、総合保健福祉センターりんくる、市民図書館、こども未来館あいぽーと、給食センター、江別保健所石狩支所といった行政サービス施設、また小規模な店舗や飲食店、病院などさまざまな生活サービス施設が集中した地区となっています。なお、これらを囲む住宅街は中高層の住宅が建築可能ですが、まだ未利用地が残っており、さらに集積が望まれる地区です。石狩・手稲通と花畔・茨戸通が地区内を通過し、道央圏連絡道路（道央新道）のジャンクションからも近いため、交通の便が良好で、多様性に富んだ土地利用が可能です。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	都市機能のさらなる充実
・未利用地がある、商業施設に乏しい、バスの乗り換え場所であるにもかかわらず待合施設不十分	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑤	都市基盤や公共交通の維持、有効活用

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（花川東地区）

（１）地域特性

● 歴史

石狩市の東の玄関口に位置しており、昭和53年に市街化区域に編入されました。その後、石狩市花川東土地区画整理事業（平成11～22年度）により現在の街並みが形成されました。

○ 現状

花畔・茨戸通沿いに位置し、花畔地区と緑苑台地区に接しており、この地区一帯には病院や石狩翔陽高校があります。

花畔・茨戸通沿いには小規模な工場や事務所、その背後地には中高層の住宅が立地しています。

地区内の中高層住宅地や市有地については未利用地があり、有効活用が望まれます。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	未利用地の活用による地区の活性化
・市所有の土地も含めて未利用地が存在する	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（樽川地区）

（１）地域特性

● 歴史

大正時代に石狩町の酪農の中心地となり、昭和時代には水田・酪農混合経営が進められてきました。今の街並みは、平成４年から複数の宅地造成事業により形成されました。樽川は、アイヌ語の「オタルナイ」が由来で、砂浜を流れる川という意味です。

○ 現状

石狩・手稲通をはさみ花川南地区の北側に面した地区で、閑静な住宅街です。商業施設、病院などの生活サービス施設、保育園や中学校が立地し、石狩ふれあいの杜公園は市内外から訪れる親子連れでにぎわう公園です。

北欧風の住宅街が立ち並ぶ地区や、共同住宅が多い地区などニーズに応じた多様な居住空間を形成しています。近年、市内でも特に若い世代の流入が多い地区です。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	子育て関連施設の不足解消
・子育て世帯が多い地区であり、子育てに関する施設が不足している	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全

1　都市機能ゾーン「都市居住」検討地区（緑苑台地区）

（１）地域特性

● 歴史

民間開発事業者が以前は農地だった土地を造成し、平成６年から住宅団地として販売を始めました。また、同時期に字名が「花畔村（通称：上花畔）」から、現在の「緑苑台」となりました。

○ 現状

発寒川に接し、対岸は札幌市北区です。住宅地の西側が未整備となっています。シンボルロードなどによる効果で、開放的な空間が広がっています。

若い世帯が多く、小学校や大型ショッピングセンターがあり、緑豊かで良好な住環境を形成しています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	未造成宅地の対応
・開発されていない住宅造成地がある	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応

2　農業生産ゾーン（八幡・生振・北生振地区）

（１）地域特性

● 歴史

【八幡地区】

明治４年の戸籍法制定にあわせ、現在の字名のもととなる１０ヶ町に区分されたうちのひとつで、市内でも歴史のある地区です。明治時代は鮭の豊漁により活気がありました。

【生振地区】

明治時代の移民によって、石狩市内最初の開拓地として開村され、洪水や減反政策などのさまざまな困難な状況を克服し、農業の発展を遂げてきました。生振はアイヌ語の「オヤフル」が由来で、川尻の丘という意味です。昭和６年には生振地区で石狩川の捷水路（しょうすいろ）工事が完成し、その結果、生振地区は現在の生振地区と、八幡地区と地続きの北生振地区に分かれることとなりました。

○ 現状

大都市に隣接する優位性を生かした都市近郊型農業の推進を図っており、全道一の作付面積であるさやえんどうの他、さまざまな作物が生産されています。グリーンツーリズムの推進や障がい者雇用の創出による農福連携を図っていますが、近年は農業従事者数の減少から地域の人口減少が進んでします。八幡地区は古くから交通の要衝で、店舗や農協がありますが、近年空家が増加し、店舗についてはにぎわいが失われています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

ⅰ	第一次産業の維持支援
・近接する大消費地への円滑な輸送	
→ 課題⑧　消費地への効率的な輸送	
ⅱ	自然環境の保全
・開発による、自然、景観への悪影響を懸念	
→ 課題⑨　第１次産業の原動力である農地、森林をはじめとした自然の保全	
ⅲ	地区居住者に対する住環境の維持
・交通空白地である	
→ 課題⑤　都市基盤や公共交通の維持、有効活用	

3　海浜植物ゾーン（本町地区）

（１）地域特性

● 歴史

石狩市内で最も歴史ある地区で、開拓使以前から鮭などの産物をアイヌと交易するための「商場」（あきないば）が置かれ繁栄してきました。平成5年に役場が本町地区から現在の花畔地区に移転し、行政機能の中心地ではなくなりましたが、平成14年に沿道街路事業と併せて市街地再開発事業が行われ、現在の街並みが形成されました。

○ 現状

北海道最大の河川「石狩川」の河口に位置し、日本海を臨む砂丘には貴重な海浜植物が生息しており、夏は石狩浜海水浴場（あそびーち石狩）で海水浴を楽しむことができます。地区には石狩弁天歴史公園、石狩砂丘の風資料館があり、石狩の歴史を学ぶことができますが、地域の人口減少が進み、空家が増加しています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

ⅰ	自然保護と住宅環境のバランス確保
・自然と住宅地が混在する貴重な地区の保全	
→ 課題④	石狩湾新港地域の就業者の居住推進／人口密度の維持と土地・既存施設の有効活用／空家の対応
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
ⅱ	環境保護と観光への取り組み支援
・貴重な海浜植物が荒らされないような取り組み	
→ 課題⑥	市民が暮らしやすく、やすらぎのある環境の維持・保全
→ 課題⑩	観光客に対応した拠点づくり、ネットワーク検討の支援

4　森林環境ゾーン（八幡町五の沢地区・厚田区・浜益区）

（１）地域特性

● 歴史

【八幡町五の沢地区】

明治末期から、道内最大の油田であった「石狩油田」の採掘場所として採掘が行われ、最盛期には従業員約250名となり、五の沢小学校が開校されるなど活況を呈しました。現在は、自然豊かな森林景観が広がっており、これらの跡地には当時を伺える碑を目にすることができます。

【厚田区・浜益区】

厚田区は古くから鰊などの漁場として栄え、明治時代に入ると農業移住者が移住し、人口が増加しました。明治35年に聚富・望来・嶺泊の３村を合わせて望来村、古潭以北の7村を合わせて厚田村、明治40年に厚田村、望来村を合わせて厚田村となりました。

浜益区は明治時代、農業移民を中心に人口が増加し浜益村が形成され、明治35年、浜益村（茂生以北）、黄金村（川下村以南）が施行となり、明治40年に浜益村、黄金村が合併して浜益村（現在の浜益区）に、役場も浜益村役場と改められました。平成17年、厚田村、浜益村が当時の石狩市と合併し、現在の厚田区、浜益区となりました。

○ 現状

ほとんどが森林で、農業、漁業を営む集落が点在する地域です。農業、漁業ともに後継者不足などの多くの課題はある中、農業では近年、消費者の食の安全・安心への関心の高まりなどを受けて、地産地消の推進を図っており、また、漁業ではつくり育てる漁業の推進、漁場環境保全のための森づくりの推進などが行われています。

（２）課題

（P6　各計画の体系図　課題を参照）

i	自然保護や第一次産業に対する取り組み支援
→ 課題⑨　第１次産業の原動力である農地、森林をはじめとした自然の保全	
ii	観光客に対応した拠点づくり、ネットワークの検討支援
→ 課題⑩　観光客に対応した拠点づくり、ネットワーク検討の支援	
iii	地区居住者に対する住環境の維持
・交通空白地である、またはデマンド交通に頼ってる ・昨今の自然災害に関する懸念	
→ 課題⑤　都市基盤や公共交通の維持、有効活用 → 課題⑦　安全・安心なまちづくりの形成	

前回の計画策定

市民参加による未来のまちづくり ～3つの計画

石狩市環境基本計画、水とみどりの基本計画、都市マスタープランの3計画は、市民と行政が一緒になってつくった計画です。平成11年度から13回の協議会と12回の市民ワーキングが行われ、運営にも市民が参加し、平成13年度に決定されました。

わたしたちは、こんな暮らしをしたいと思っています

“暮らしの体系” 2年間にわたり、市民協議会で議論し、得られた6つの暮らしぶりです。

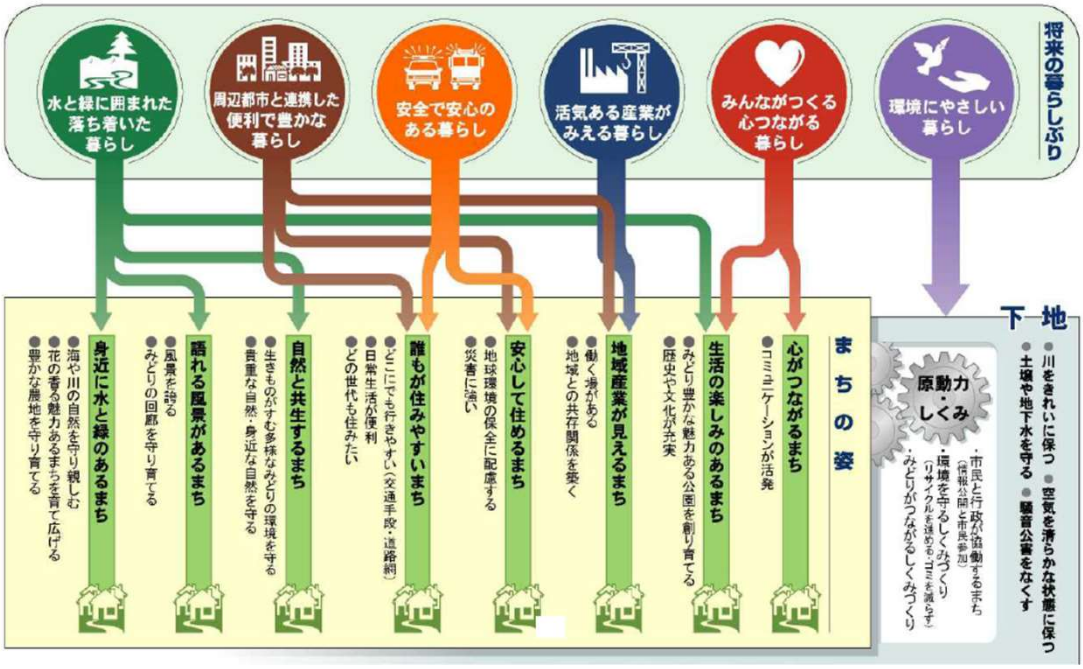

※前回計画は、すでにコンパクト化と環境に優しく生物多様性を意識した意見の集合体でした。

⇒ **この「６つの暮らしぶり」を本計画においても継承し、基本ベースとします。**

本計画の改定

石狩市都市計画マスタープラン

【計画策定の背景】

本市では、平成13年に地域の実情と住民の意向を反映した、本市における都市計画の基本方針となる『石狩市都市マスタープラン』を策定し、これまでに社会情勢の変化などに応じ、部分見直し等を３回行っており、まもなく計画期間20年の満了を迎えようとしているなかで、計画を全面改定することとしました。

【計画改定の考え方】

本計画は、法律では都市計画に関する基本的な方針という位置づけではありますが、当市の都市整備の大きな方針となるものであることから、都市計画区域に指定されていない厚田区、浜益区についても計画の対象区域としました。

計画改定にあたっては、平成13年の計画策定時に、ワークショップの手法により延べ人数で約９００名もの市民の方々に参加を得て、多くの提案をいただいたところであり、その内容のほぼ全てに渡り、今日においても十分配慮すべき内容であることから、今回の改定に際しても、これら多くの市民の想いを引き継ぐことを基本としました。

また、特に配慮すべき事項として石狩湾新港地域において実施あるいは予定されている各種プロジェクト計画など、本市の将来を担う発展軸を計画に取り入れ、必要な施策も検討したうえで掲載し、市民説明会の開催やパブリックコメント手続きなどを経て、改定作業を取り進めました。

緑地現況図

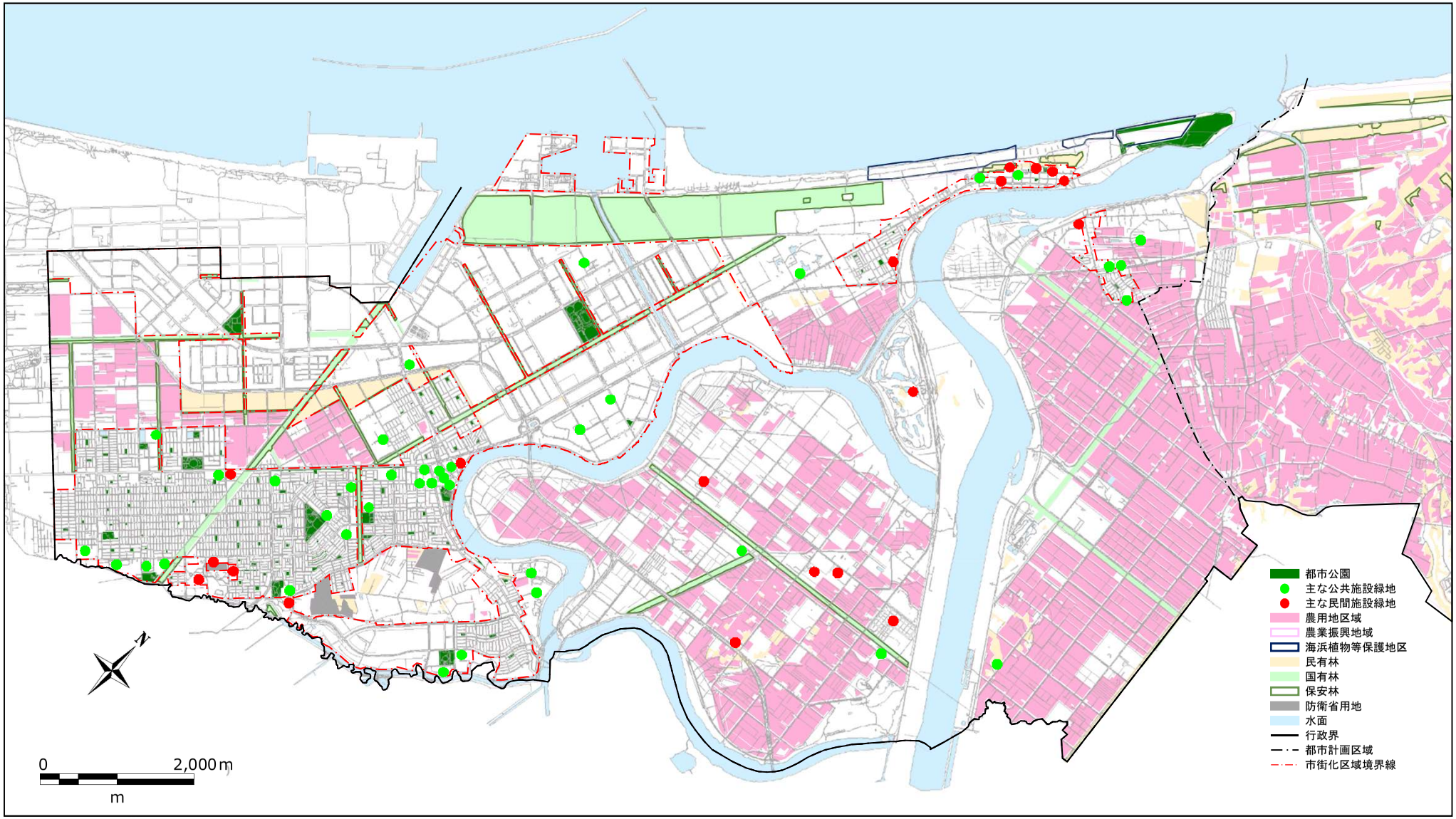
都市公園
主な公共施設緑地
主な民間施設緑地
農用地区域
農業振興地域
海浜植物等保護地区
民有林
国有林
保安林
防衛省用地
水面
行政界
都市計画区域
市街化区域境界線
0
2,000m
m

緑地の総括表

年次 / 緑地種別		現況（令和元年） 市街地 整備量 ヶ所	面積（ha）	㎡/人	都市計画区域 整備量 ヶ所	面積（ha）	㎡/人	目標年次（令和22年） 市街地 整備量 ヶ所	面積（ha）	㎡/人	都市計画区域 整備量 ヶ所	面積（ha）	㎡/人
住区基幹公園	街区公園	107	16.6	3.1	114	17.7	3.3	107	16.6	3.5	114	17.7	3.6
	近隣公園	6	20.0	3.8	7	30.0	5.5	6	20.0	4.2	7	30.0	6.2
	地区公園	2	10.2	1.9	2	10.2	1.9	6	32.7	6.9	6	32.7	6.7
都市基幹公園	総合公園												
	運動公園	1	13.1	2.5	1	13.1	2.4	1	13.1	2.8	1	13.1	2.7
基幹公園計		116	59.9	11.3	124	71.0	13.1	120	82.4	17.3	128	93.5	19.2
特殊公園	風致公園												
	動植物公園												
	歴史公園												
	墓園	1	0.6	0.1	1	2.3	0.4	1	0.9	0.2	1	2.6	0.5
	その他												
広場公園													
広域公園													
緩衝緑地													
都市緑地		11	6.5	1.2	12	51.8	9.5	11	6.5	1.4	12	51.8	10.7
緑道													
都市林													
国の設置によるもの													
都市公園計		128	67.0	12.6	137	125.1	23.0	132	89.8	18.9	141	147.9	30.4
公共施設緑地		97	72.4	13.6	122	138.7	25.5	98	90.3	19.0	129	330.9	68.1
施設緑地間の重複		1	2.4	0.5	1	2.4	0.4	1	2.4	0.5	1	2.4	0.5
都市公園等合計		225	137.0	25.8	259	261.4	48.1	230	177.7	37.4	270	476.4	98.0
民間施設緑地		22	17.0	3.2	34	111.7	20.5	22	17.0	3.6	34	111.7	23.0
施設緑地　計		247	154.0	28.9	293	373.1	68.6	252	194.7	41.0	304	588.1	121.0
緑地保全地区													
風致地区													
河川敷地		2	34.0	6.4	6	1,903.9	350.0	2	34.0	7.2	6	1,903.9	391.7
保安林		3	73.8	13.9	4	590.2	108.5	3	73.8	15.5	4	590.2	121.4
地域森林計画対象民有林		1	70.4	13.2	1	153.1	28.1	1	70.4	14.8	1	153.1	31.5
法によるもの　計		6	178.2	33.5	11	2,647.2	486.6	6	178.2	37.5	11	2,647.2	544.7
条例等によるもの					1	46.5	8.5				1	46.5	9.6
小計		6	178.2	33.5	12	2,693.7	495.2	6	178.2	37.5	12	2,693.7	554.3
地域制緑地間の重複		3	61.8	11.6	5	87.9	16.2	3	61.8	13.0	5	87.9	18.1
地域制緑地　計		6	116.4	21.9	12	2,605.8	479.0	6	116.4	24.5	12	2,605.8	536.2
施設・地域制間の重複		2	18.4	3.5	10	92.6	17.0	2	18.4	3.9	14	251.6	51.8
緑　地　総　計		253	252.0	47.4	305	2,886.3	530.6	258	292.7	61.6	316	2,942.3	605.4

人　口※	現在市街地人口	53.2	千人	将来市街地人口	47.5	千人
	現在都市計画区域人口	54.4	千人	将来都市計画区域人口	48.6	千人
面　積	市街地面積	2,794	ha	市街地面積	2,794	ha
	都市計画区域面積	9,448	ha	都市計画区域面積	9,448	ha
都市公園等の住民一人当り面積	都市公園	23.0	㎡/人	都市公園	30.4	㎡/人
	都市公園等	48.1	㎡/人	都市公園等	98.0	㎡/人

※人口について
現　　況（令和元年）　：令和元年5月末現在の住民基本台帳人口をもとに算出
目標年次（令和２２年）：石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略推計値をもとに算出（資料・分析データ編 1.石狩市の概況 (5)人口を参照）

■対象とする緑地

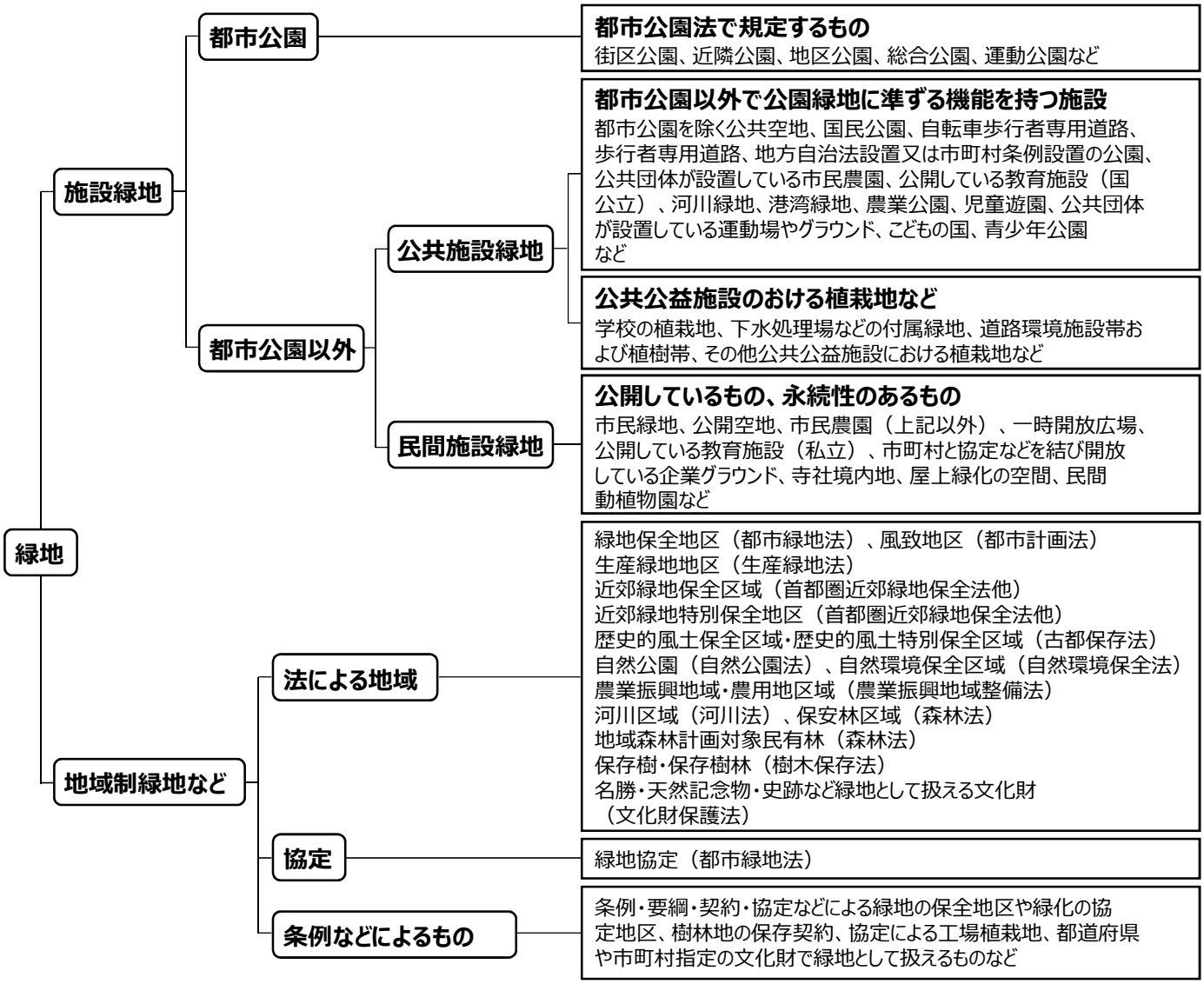

＊1　緑地　　：　都市緑地法第３条第１項で、制度的に整理された緑地をいう。この「緑地」は、公園や公共施設として管理される「施設緑地」と、土地利用コントロールで確保される「地域制緑地」に大きく分けられる。

＊2　施設緑地　：　国又は地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園の形態を造り公開する緑地。一般には、都市公園法に基づく公園や国民公園などがこれに該当する。

＊3　地域制緑地　：　風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区など、一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的とした都市計画体系上の緑地保全に係る制度の総称をいう。なお、以下にその制度の例を示す。

制　度	概　要	根拠法令
風致地区	都市の風致の維持を目的とする制度。風致地区内では、条例で定めるところにより建築物の新築などの行為には許可が必要。地区内では、一定の開発を許可しつつ全体としての風致の維持を図ることを目指す。損失補償、買入れ制度なし。	都市計画法
緑地保全地区	都市の緑地の保全を目的とする制度。都市の安全に寄与する、文化的意義を有する、風致に優れている、野生生物の生息地などが対象となる。現状凍結的な保全が図られる。損失補償および土地の買入れ制度あり。	都市緑地法
生産緑地地区	市街化区域内の農地について、農地のもつ緑地機能を評価し、その永続的な保全を図る制度。宅地並みの課税の適用除外などの優遇措置が講じられるが、営農が義務づけられる。計画的な指定は難しい。	生産緑地法

＊4　都市公園　　：　地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、国が設置する公園緑地を含めたもの。なお、都市公園には以下のような種類の公園がある。

種　類	概　要	根　拠　法　令
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

■都市公園のリニューアル･多面的な利用について

都市公園（既存ストック）の有効活用の考え方

公園利用者の安全性の確保及び公園施設のライフサイクルコスト縮減の観点から進める、老朽化した公園施設の修繕や計画的な改築については、子育て支援や高齢者社会への対応を視野に入れ、地域のニーズを踏まえた上で執り進めます。

【方向性】

･地域のニーズにあった公園施設のリニューアルによる都市公園の魅力向上

･市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用
（子育て支援施設･高齢者等の福祉施設　など）

･計画的なリニューアルによる安全性の確保、維持管理の効率化

都市公園の有効活用のイメージ図

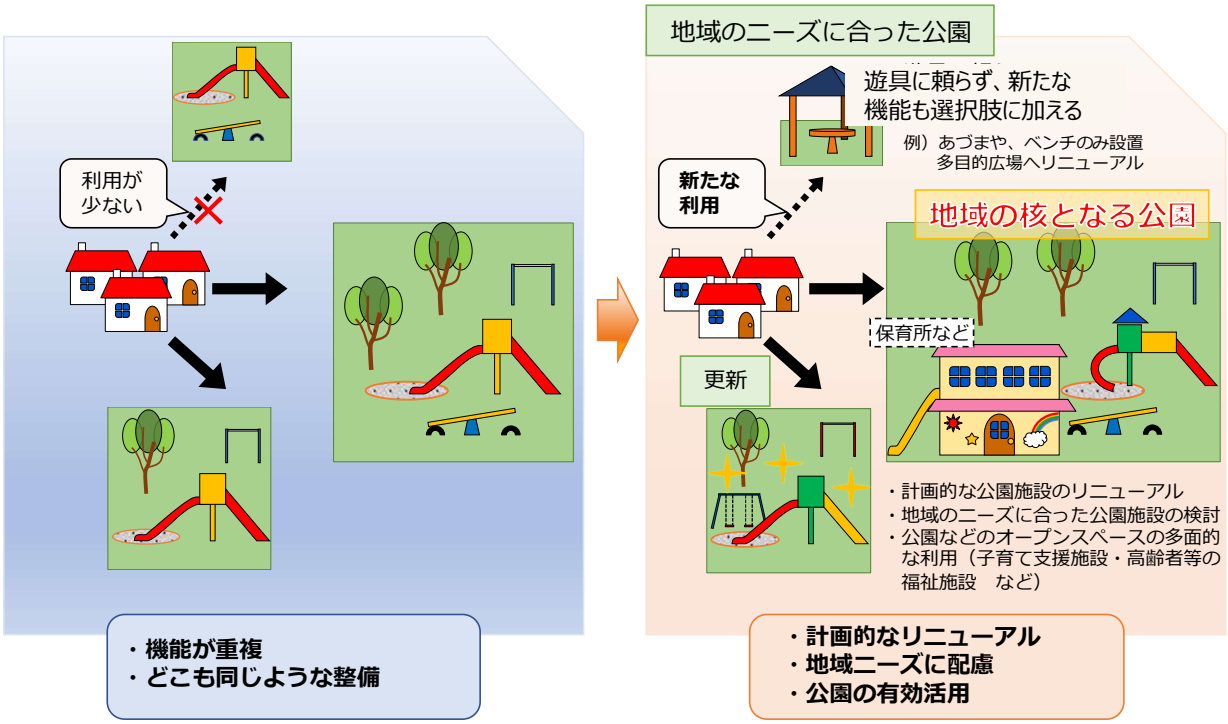

都市公園の有効活用の具体例

【石狩ふれあいの杜公園】

石狩ふれあいの杜公園については、待機児童対策や公共施設の適正配置に加え、防犯面での抑止効果など地域課題の解消を図るため、子ども･子育て支援機能を複合する全天候型公園施設の整備を検討します。

1．公的賃貸住宅

市営住宅	地区	建設年度	築年数	棟数	戸数	政策空家 ※1	使用可能 戸数
南花川	花川	S45～S47	47～49	18	71	37	34
花川		H12～H14	17～19	2	54	0	54
船場親船	親船	S57～H04	27～37	4	10	0	10
はまなす		S46～S59	35～48	13	50	0	50
柏西		S45	49	4	16	16	0
親船		S57～S60	34～37	6	19	0	19
柏東		S39～S44	50～55	8	32	32	0
本町		H16	15	1	27	0	27
八幡	八幡	S51～S52	42～43	5	18	0	18
厚田東	厚田	S38	56	2	4	4	0
厚田南		H18	13	1	8	0	8
厚田中央		S47	47	3	12	0	12
別狩		S53	41	2	8	0	8
別狩東		S54	40	2	8	0	8
別狩第２		S55	39	1	6	0	6
新別狩東		H15～H17	14～16	4	24	0	24
望来北		S47	47	1	4	4	0
望来東		S54～S56	38～40	3	12	0	12
望来南		H07	24	1	6	0	6
若葉	浜益	S56～S57	37～38	2	8	0	8
青葉		H10	21	1	4	0	4
計				84	401	93	308

道営住宅	地区	建設年度	築年数	棟数	戸数
花畔	花川	S58～H02	29～36	15	300
グリーンコート花川		H04～H05	26～27	4	78
センターコート花川		H09～H12	19～22	5	77
樽川北	樽川	H13～H15	16～18	4	72
計				28	527

単独住宅	地区	建設年度	築年数	棟数	戸数
クリーンリバーあつた	厚田	H05	26	1	8
シーサイドもうらい		H10	21	1	8
リバーサイドべつかり		H11	20	1	8
計				3	24

UR賃貸住宅	地区	建設年度	築年数	棟数	戸数
花川中央花川	花川	S54～S58	36～40	18	430

※１　政策空家とは、将来の建替えに備えて政策的に空家としている住戸

資料：建築住宅課資料

2．世帯数の推移

	実績値						推計値				
	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
人口	53,143	57,706	59,734	60,104	59,449	57,436	55,066	52,139	48,785	45,190	41,384
一般世帯数	16,106	18,596	20,457	21,869	22,533	22,562	22,798	22,232	21,383	20,005	18,685

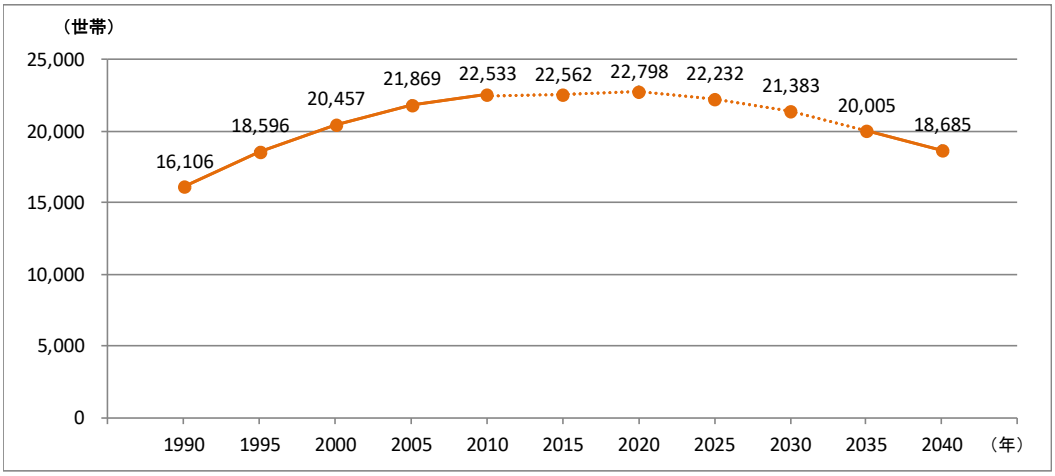

資料：(実績値)国勢調査、(推計値)[人口]国立社会保障・人口問題研究所・[世帯数]国土交通省プログラムによる推計

3．目標管理戸数の推計

時期【年度】			現状値	推計値		備考	
			2019	2030	2040		
			R1	R12	R22		
人口【人】			55,540	48,785	41,384	2018年 社人研推計 ※2019年人口は推計値から算出	A
総世帯数【世帯】			22,750	21,383	18,685	国土交通省推計プログラムにより推計	B
			B1	B2	B3		
ストック推計結果（著しい困窮年収未満世帯数）【世帯】			1,309	1,442	1,396	国土交通省推計プログラムにより推計	C
対応【戸】	公営住宅	市営	401	351	318	目標管理戸数	D
		道営	527	527	527	現状維持	E
		小計	928	878	845	－	F
	低家賃かつ一定の質が確保された公的住宅	単身者住宅	24	24	24	現状維持	G
		UR	430	430	430	現状維持	H
		小計	454	454	454	－	I
	低家賃かつ一定の質が確保された民間賃貸住宅	民間賃貸住宅	82	77	68	市営住宅の家賃価格帯と同程度の住宅及び新耐震基準の住宅を算出(O×P×N)	J
		賃貸用の空き家	35	33	29	民営借家（賃貸用住宅）に対する空き家率から算出(J×Q/(1−Q))	K
		小計	117	110	97	－	L
合計			1,499	1,442	1,396	－	M =C

民間賃貸住宅 （住宅・土地統計調査より）	3,130 N1(統計値)	2,942 N2(推計値)	2,571 N3(推計値)	世帯数減少率による推計 (N2とN3はBの比率により推計)
空き家率 (Q)	30.0%			賃貸住宅の空家の割合（住宅・土地統計調査より推計）
面積・家賃 (O)	3.8%			低家賃住宅の割合（住宅・土地統計調査より推計）
S56年以降 (P)	68.7%			耐震性を備えた住宅の割合（住宅・土地統計調査より推計）